

第2期

ここのえ 子ども・ 子育て支援 事業計画

令和2年3月
九重町



はじめに

本町では平成27年3月に「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえた「第1期ここのえ子ども・子育て支援事業計画」を策定、平成28年には「九重町次世代育成支援行動計画」を策定し、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進と、妊娠期から子育て期にかけての継続した支援に取り組んでまいりました。



第1期策定から5年が経過し、本年度10月からは幼児教育・保育の無償化や働き方改革など、子育て支援の環境は大きく変化しています。

しかしながら、依然として人口減少や少子高齢化は進み、核家族化や共働きの増加、地域とのつながりの希薄化などによって、子育ての負担や不安、孤立感の高まり、増加する児童虐待など子どもを取り巻く環境は厳しい状況となっています。

子どもの健やかな育ちと子育て世代を支えることは、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な投資であり、地域全体で取り組むべき重要な課題です。

こうした中、九重町では、すべての子どもと子育て世代を地域全体で支えるため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期ここのえ子ども・子育て支援事業計画（九重町次世代育成支援行動計画 継承版）」を策定しました。めざす姿を「やさしい緑の中で育む笑顔の輪」とし、「子どもの健やかな成長」「地域における子育て支援」「安心・安全な子育て環境の整備」の基本理念のもと、町のすべての子どもが健やかに育つ地域の実現のために、関係機関や地域の皆様と協働し取り組んでいきたいと考えております。より一層のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画にあたり、「ここのえ子ども・子育て支援会議」の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、関係各位に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

九重町長 日野 康志

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	5
第2章 九重町の子どもと家庭を取り巻く状況	7
1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況	8
2. アンケート調査結果からみえる子どもと家庭を取り巻く状況	15
3. 次世代育成支援行動計画の評価	35
4. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	39
5. 課題の整理	43
第3章 計画の基本的な考え方	45
1. めざす姿	46
2. 基本理念	46
3. 基本目標	47
4. 基本的な視点	47
5. 計画の体系	48
第4章 施策の展開	49
基本目標1 妊産婦・乳幼児における保健の充実	50
基本目標2 妊産・出産・育児の切れ目ない支援の充実	52
基本目標3 乳幼児期における教育・保育の提供	54
基本目標4 グローバルに考え、ローカルに行動できる子どもを育む学校教育の推進.....	56
基本目標5 学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりの推進.....	59
基本目標6 安心・安全な学校づくりの推進	61
基本目標7 地域における子育て支援サービスの充実	63
基本目標8 配慮を要する子ども等へのきめ細やかな取り組みの推進.....	66
基本目標9 子どもを巻き込む事故・犯罪0の取り組みの推進	70
基本目標10 仕事と子育ての両立支援	72
基本目標11 子育て家庭への経済的支援	73

第5章 子ども・子育て支援事業計画	75
1. 教育・保育提供区域の設定	76
2. 保育の必要性の認定について	76
3. 給付対象としての認可と確認	79
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策	80
第6章 計画の推進に向けて	97
1. 推進組織	98
2. PDCAによる点検	99
資料編	101

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化による家族形態の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子育ての不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は、地域や社会全体で取り組まなければならない重要課題の一つだと考えられます。

国では、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。さらに、平成24年には子ども・子育て分野で、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、この子ども・子育て関連3法に基づく新たな支援や仕組みとして、「子ども・子育て新制度」が平成27年に始まり、各市町村は「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本町においても、「ここのえ子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものとして、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育と保護者に対しても子育て支援の総合的な提供を行ってきました。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など子育て世帯を取り巻く環境もめまぐるしく変化していく中で、「子どもを産み、育てたい」「子育てが楽しい、安心して子育てができる」というように、本町の子どもとその保護者が安心して住み続けることができるように子育て支援を行う必要があります。

現行計画に引き続き、こうした社会状況の変化や本町の特徴を十分踏まえ、子育て環境のさらなる向上に向けて、「子どもに関する総合的な計画」として、第2期ここのえ子ども・子育て支援事業計画を策定しました。



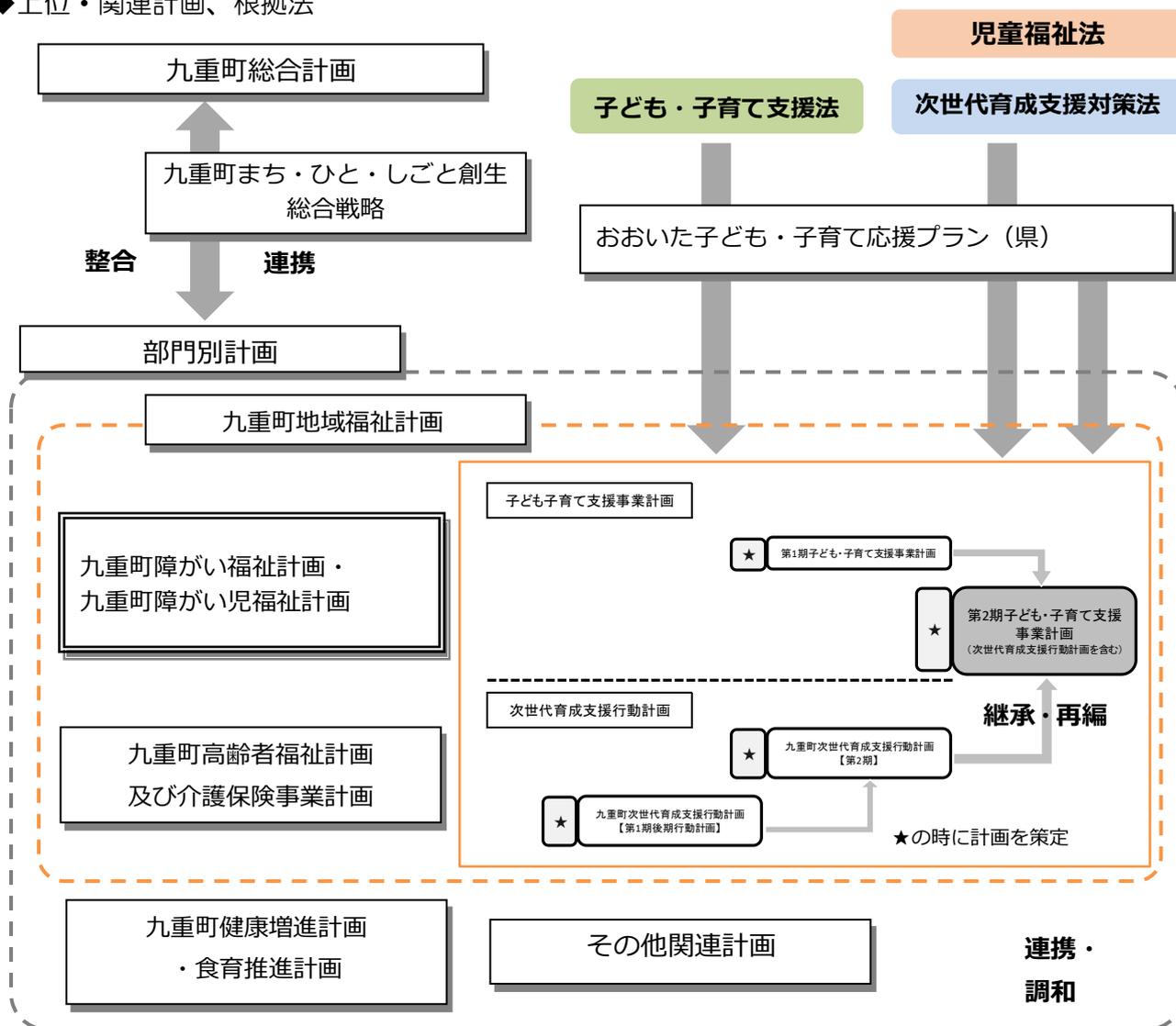
2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「第2期ここのえ子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

また、平成28年3月に次世代育成支援対策推進法の一部改正（平成26年4月）により10年間延長されたことに基づき策定した「九重町次世代育成支援行動計画（第2期：前期計画）」が令和元年度をもって終了することから、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「九重町次世代育成支援行動計画（第2期：後期計画）」を合わせて策定するものです。

計画の策定にあたっては、平成24年度～平成33年度を計画の期間とする「九重町第4次総合計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援に関する個別計画と位置づけるとともに、他の計画との調和を図るものとし、さらに「九重町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と有機的に連携させることで人口減少や少子高齢化の抑制に努めます。

◆上位・関連計画、根拠法



3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即し、令和2年（2020）から令和6年（2024）までの5年間を第2期計画として策定します。

ただし、社会情勢など様々な状況によって、計画の見直しの必要性が生じた場合は計画の見直しを行っていくものとしています。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
九重町総合計画	→		→						
第2期ここのえ子ども・子育て支援事業計画	→								
おおいた子ども・子育て応援プラン	→								



4. 計画の策定体制

(1) ここのえ子ども・子育て支援会議での検討

「ここのえ子ども・子育て支援事業計画」と密接な関係にある「次世代育成支援行動計画」について計画が調和と整合性を保てるように一体的に「ここのえ子ども・子育て支援会議」において検討しました。

日 時		協議内容
第1回	令和元年11月25日（月）	計画策定の概要・前計画の評価・課題について
第2回	令和2年1月14日（火）	計画の素案について
第3回	令和2年2月27日（木）	計画の協議・承認・計画の推進について

(2) 行政機関内部での検討

「九重町次世代育成支援行動計画庁内推進会議」で、下記のとおり検討しました。

日 時		協議内容
第1回	令和元年8月30日（金）	計画策定の概要・策定方針について
第2回	令和元年10月16日（水）	前計画の評価について
第3回	令和元年10月29日（火）	計画策定における課題の整理および方向性について
第4回	令和元年12月11日（水）	計画の素案について
第5回	令和2年2月21日（金）	計画の協議・計画の推進について

(3) 住民意見の反映

未就学児及び小学生の子どもを持つ家庭を対象とした「子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」を実施するとともに子育てサークルとの意見交換を行い、施策や目標設定に反映しました。また、計画の素案に対する意見を広く聴くために、パブリックコメントを実施しました。

第2章 九重町の子どもと家庭を取り巻く状況

第2章 九重町の子どもと家庭を取り巻く状況

1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況

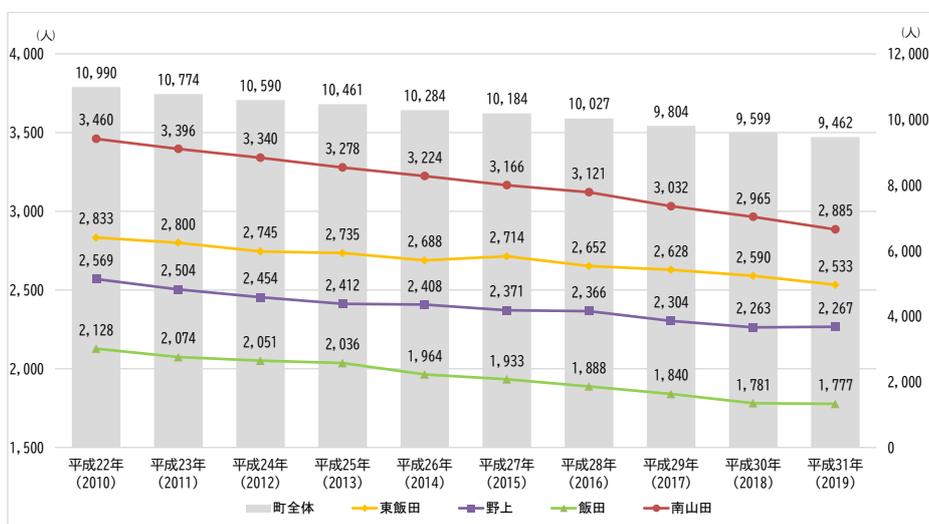
(1) 人口の動向

① 総人口の推移と構成

本町の人口は年々減少しており、平成31年の住民基本台帳によると9,462人となっています。地区別にみると、「東飯田」「野上」「飯田」「南山田」全ての地区において減少傾向にあります。

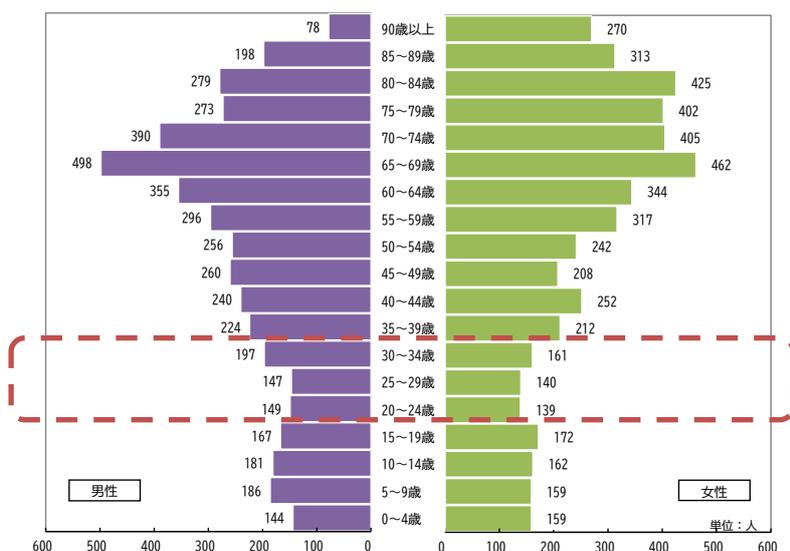
また、人口ピラミッドをみると、子育て世代と想定される世代は人口減少が著しく、少子化の進行から今後も減少することが予測されます。

■ 総人口及び地区別人口の推移



資料：住民基本台帳月報（各年4月1日）より

■ 人口ピラミッド（平成31年4月1日）

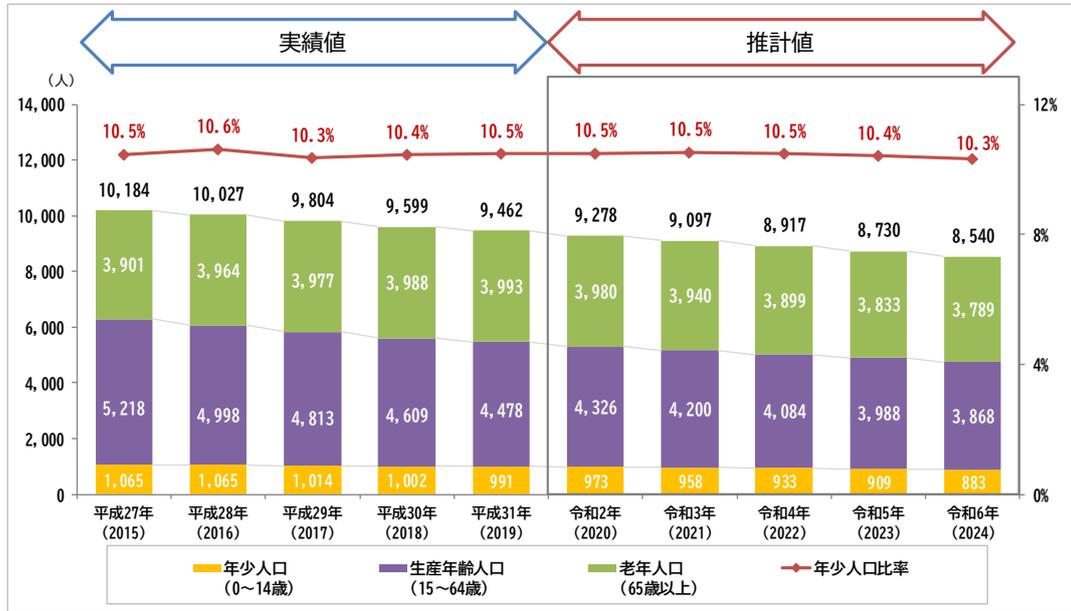


資料：住民基本台帳 平成31(2019)年4月1日時点

② 年齢3区分別人口の推移と将来予測

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は年々減少傾向にあり、今後も減少することが予想されます。年少人口の割合は、横ばいに推移しており、今後も横ばいで推移することが予測されます。

■ 年齢3区分別人口の推移

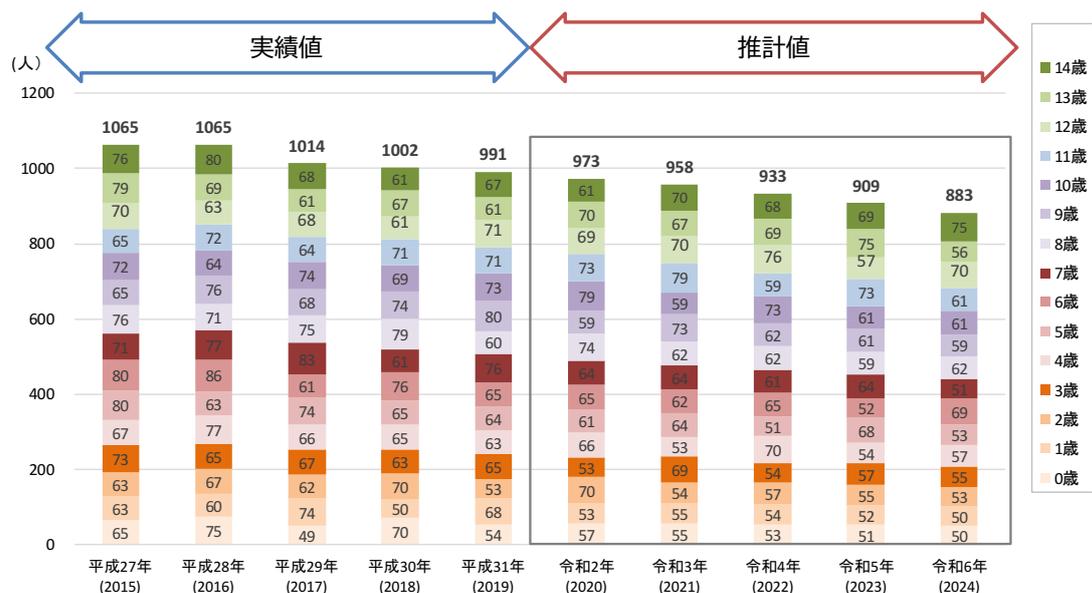


資料：住民基本台帳（各年4月1日）、令和2年以降は住民基本台帳を基にコーホート変化率で算出

③ 年少人口の推移と将来予測

年少人口の推移をみると、減少傾向にあり平成31年（2019）で991人となり、今後も減少傾向が続き、令和6年（2024）では、883人になると予測されます。

■ 年少人口の推移

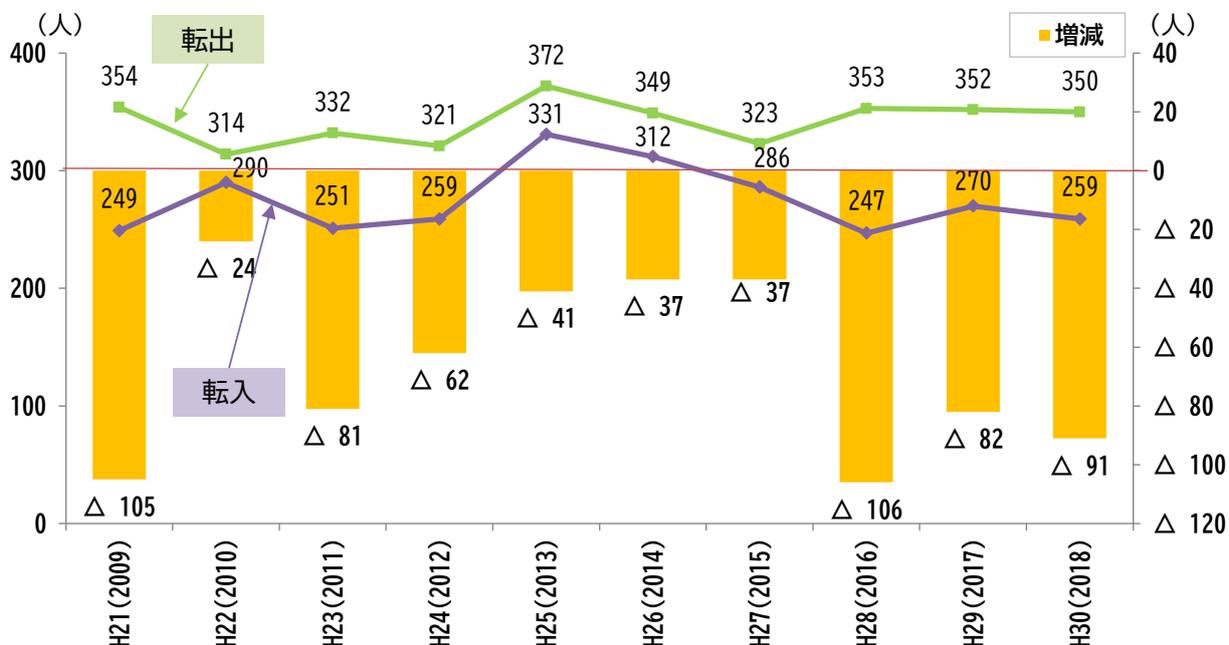


資料：住民基本台帳（各年4月1日）、令和2年以降は住民基本台帳を基にコーホート変化率で算出

④ 転入・転出の推移（社会増減）

転入・転出の推移をみると、各年において転出者数が転入者数を上回っています。社会増減は、平成25年から平成27年は転入者が増加して、40人前後の減少となりましたが、平成28年以降は80人から100人となり、減少幅が大きくなっています。

■ 転入・転出の推移

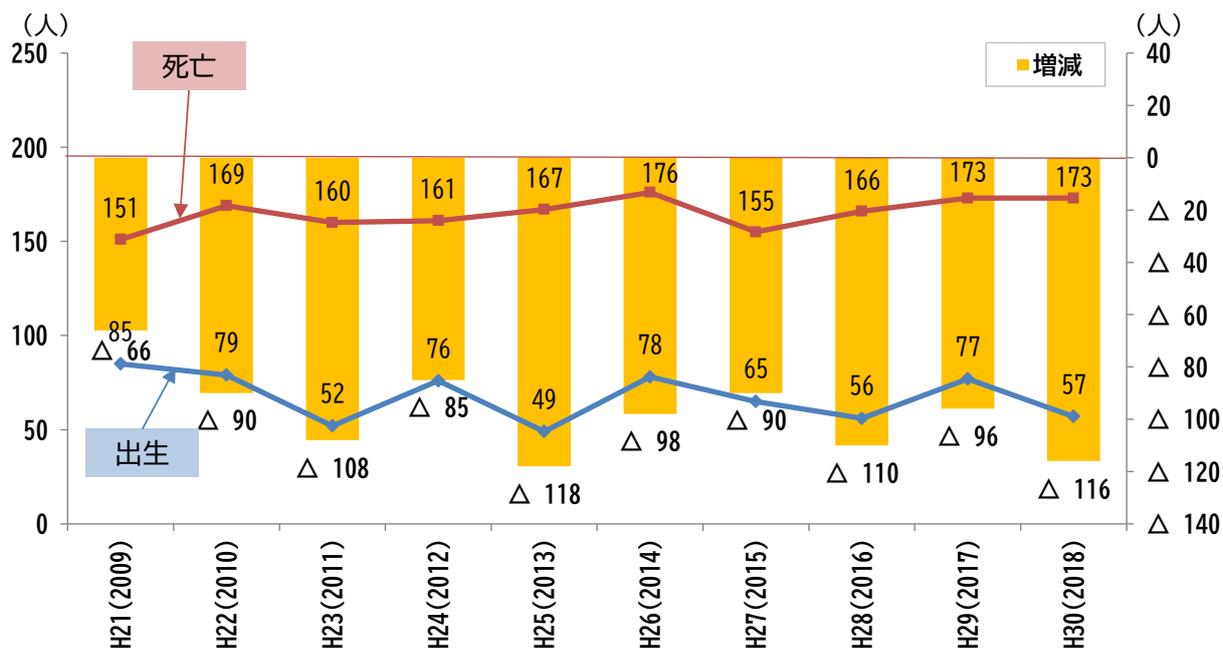


資料：大分県 人口推計年報

⑤ 出生・死亡の推移（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、各年において死亡者数が出生者数を上回っており、100人前後の自然減少が続いています。

■ 出生・死亡の推移



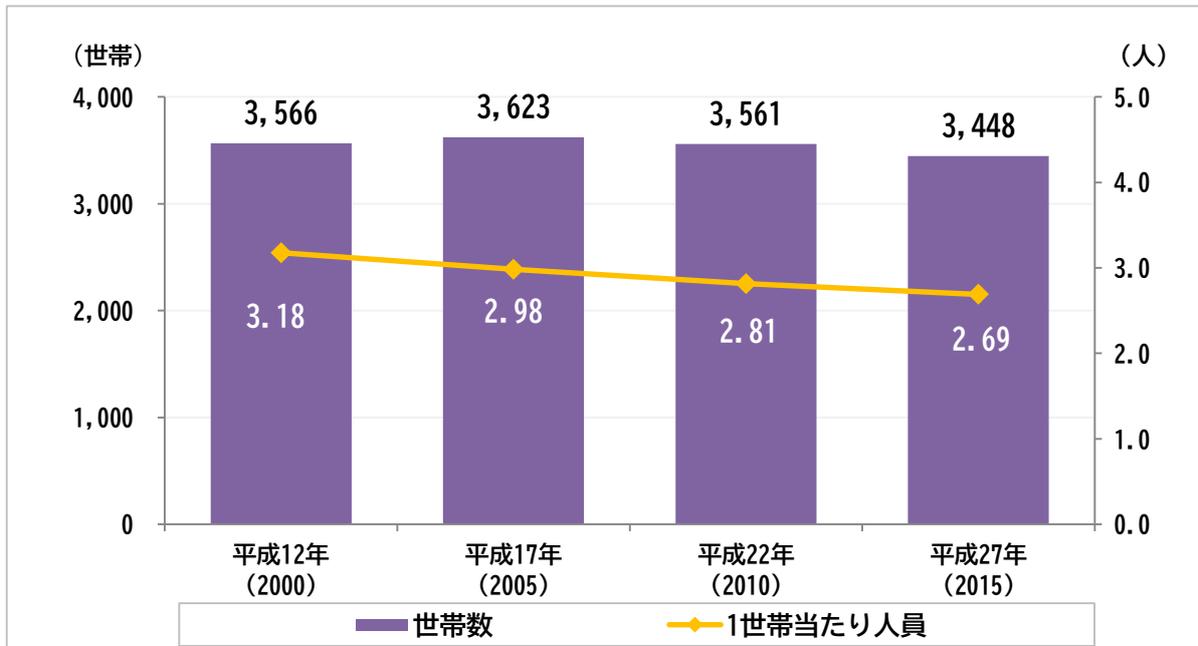
資料：大分県 人口推計年報

(2) 世帯の動向

① 世帯数の推移

本町の世帯数は、ほぼ横ばいで推移しており、平成27年では3,448世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少傾向にあり、平成27年においては2.69人となっています。

■ 世帯数の推移



資料：国勢調査

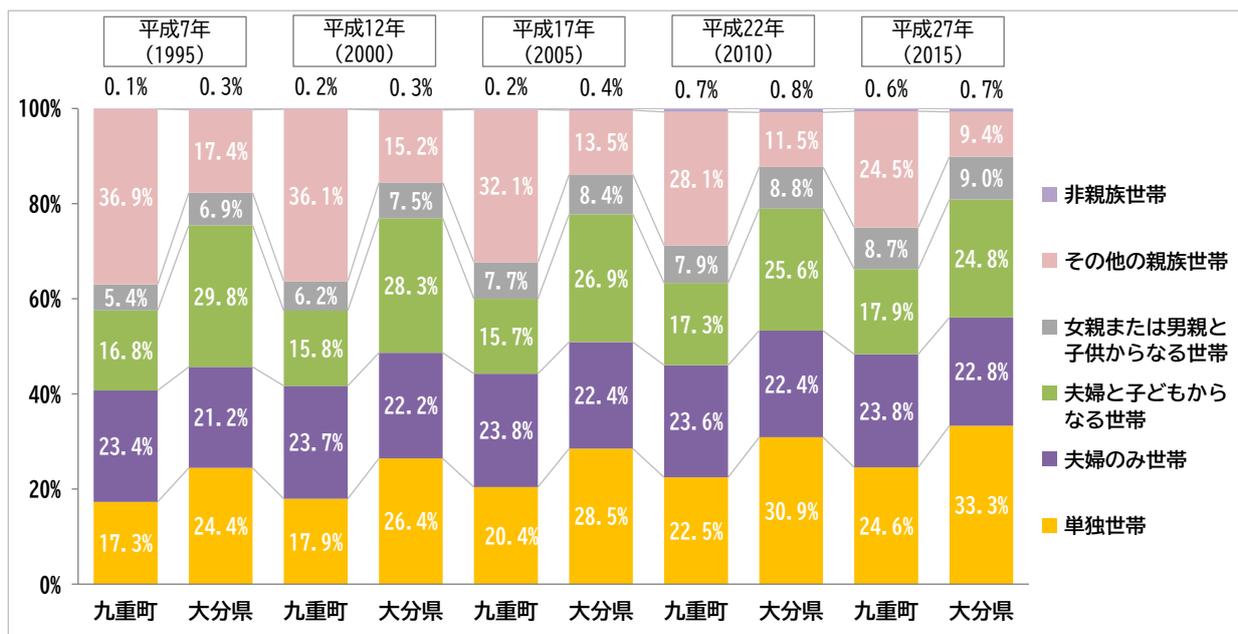


② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、「夫婦のみ世帯」「夫婦と子どもからなる世帯」の割合はほぼ横ばいで推移しています。「その他の親族世帯」は減少傾向にあります。県平均と比較すると高くなっています。「単独世帯」は増加傾向にあります。県平均と比較すると低くなっています。

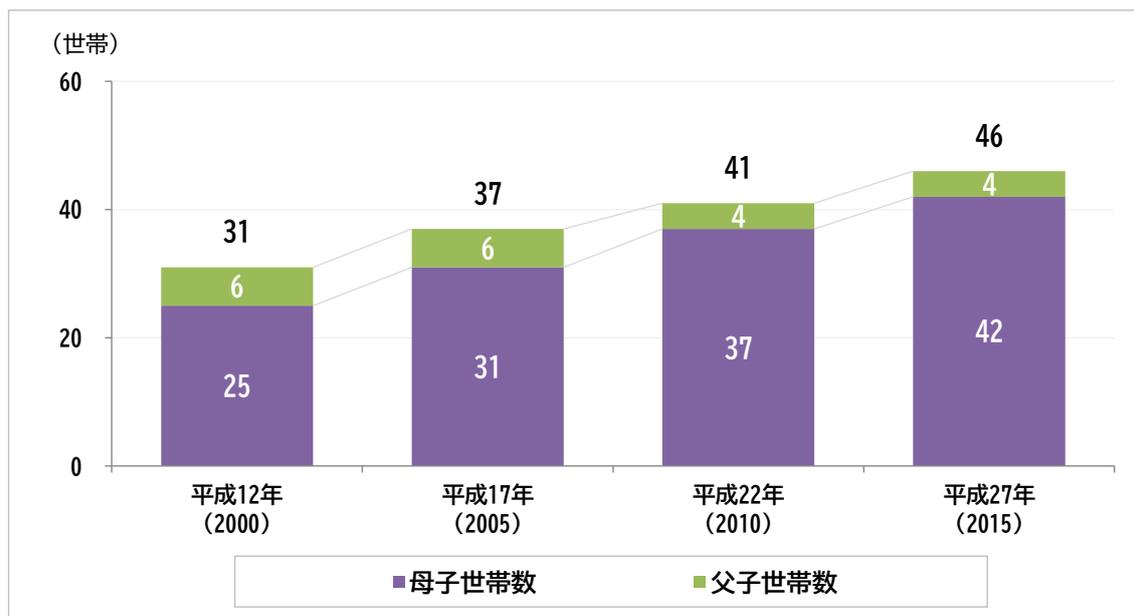
ひとり親世帯は、年々増加傾向にあり平成27年では46世帯となっています。

■ 世帯構成の推移



資料：国勢調査

■ ひとり親世帯数の推移



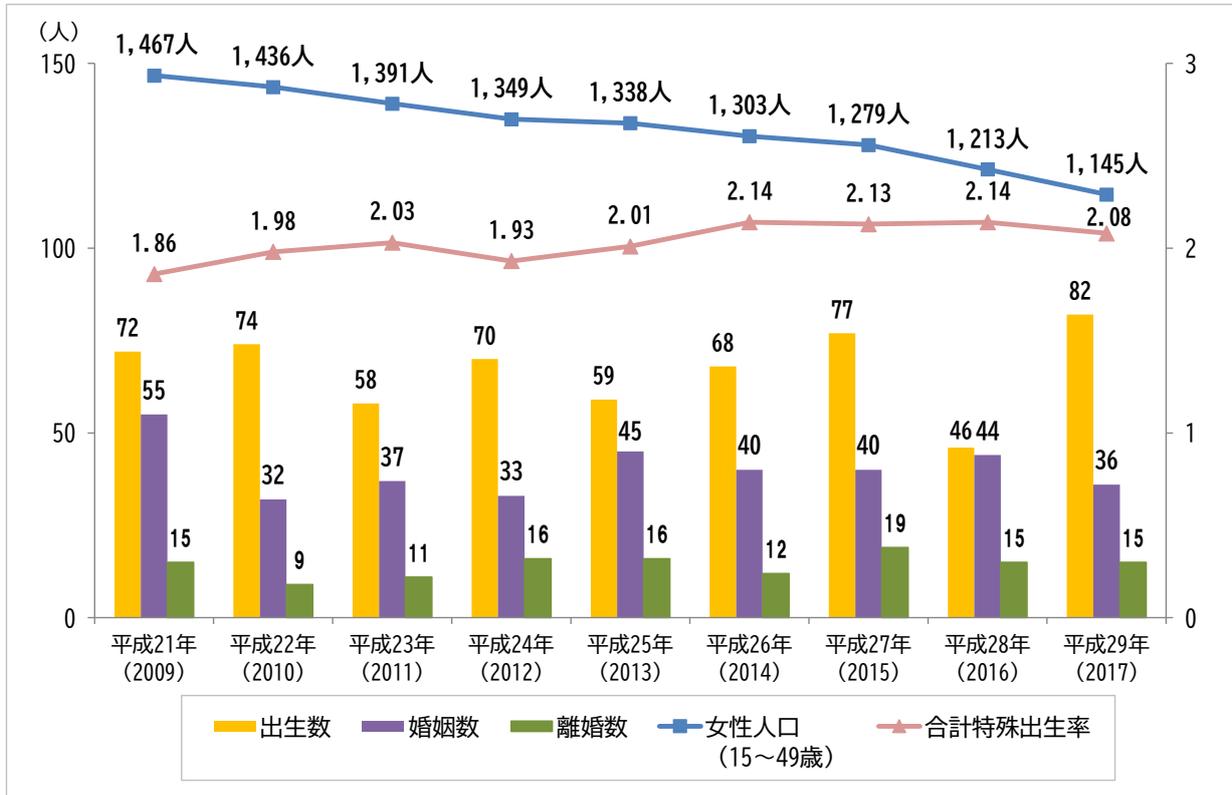
資料：国勢調査

(3) 出生関連項目の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、近年の婚姻件数は40件前後を推移し、離婚件数は15件前後を推移しています。15～49歳の女性人口は年々減少傾向にあります。合計特殊出生率をみると、平成26年以降は人口維持できるとされる水準の2.07以上となっています。

■ 出生数、婚姻・離婚件数、女性人口、合計特殊出生率の推移

(単位：人)

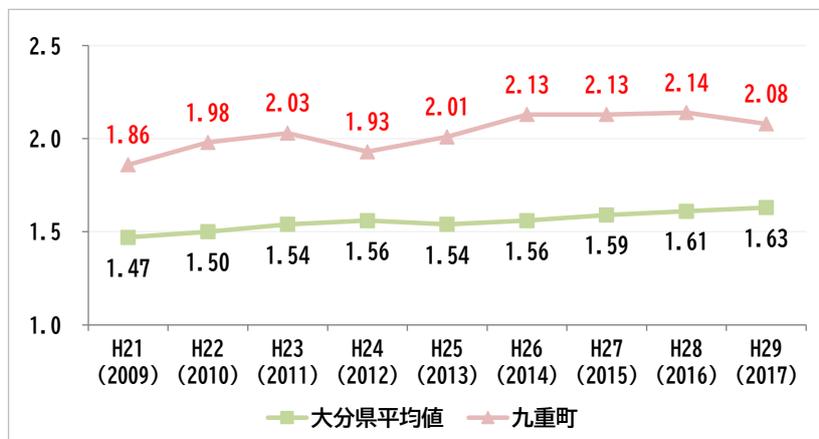


資料：大分県人口動態調査、大分県公衆衛生年鑑、大分県人口推計（年報）

※女性の人口（基礎人口）は日本人人口（総人口から外国人人口を除いたもの）を指す。

※注）合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となる問題があり、5年間の平均として算出することにより、地域間の比較が可能な指標としている。

■ 合計特殊出生率の推移（県比較）



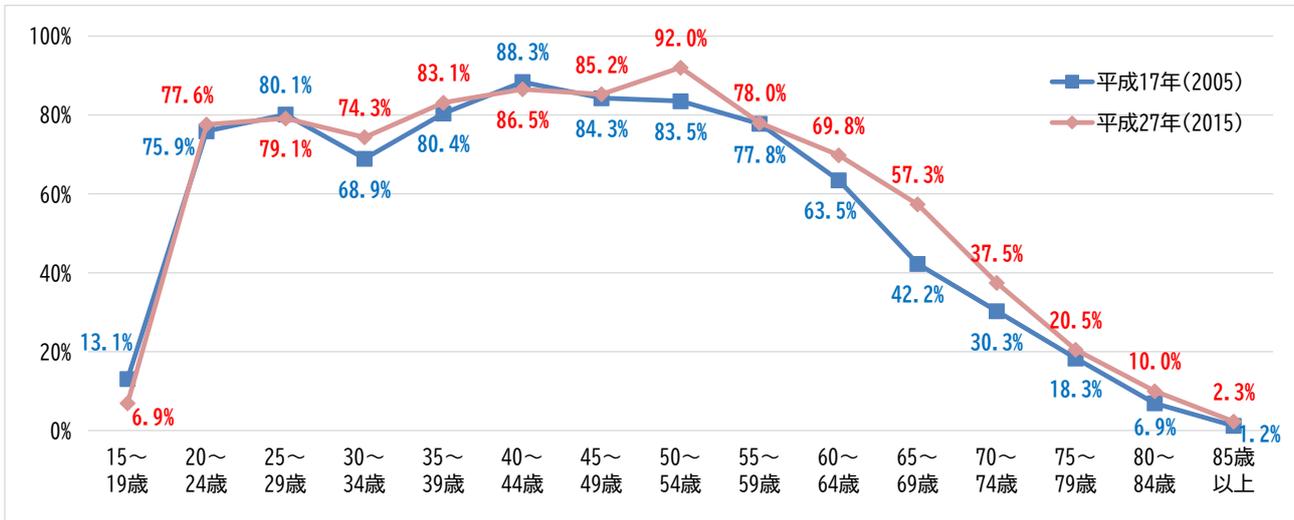
資料：数字で見る「大分県の保健・福祉」

注）合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となる問題があり、5年間の平均として算出することにより、地域間の比較が可能な指標としている。

(4) 就労の状況

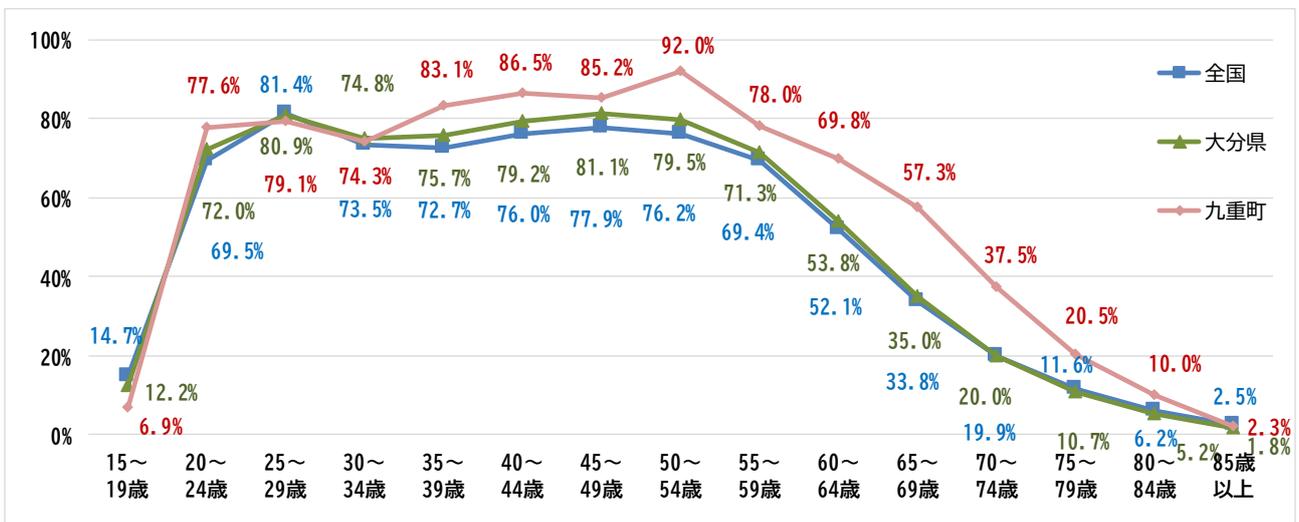
就労の状況を見ると、女性の労働力率は概ね上昇しています。また、全国平均、大分県平均と比べると25～34歳では全国や県の平均と差がみられませんが、35歳以降では全国や県の平均よりも高くなっています。

■ 女性の就労状況（経年比較）



資料：国勢調査

■ 女性の就労状況（全国・県比較）



資料：国勢調査

2. アンケート調査結果からみえる子どもと家庭を取り巻く状況

(1) 調査目的

平成31年度末までを計画期間とする現在の「このえ子ども・子育て支援事業計画」を改定し、令和2年度から5年間を計画期間とする新たな計画を策定するにあたり、同計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みの推計、また、本町の子育て支援施策の充実を図るため、町民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握することを目的としました。

(2) 調査方法及び回収結果

調査対象	九重町在住の就学前児童（0～6歳）及び小学6年生までの子どものいる保護者を対象に住民基本台帳より無作為で抽出
調査方法	郵送による無記名回答方式
調査期間	平成31年1月23日～平成31年2月8日
回収結果	就学前 配布数 299 回収数 148 (有効回収率 49.5%) 小学生 配布数 300 回収数 136 (有効回収率 45.3%)

(3) 集計値や図表の表記について

- ・集計した数値（％）は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、数値（％）の合計が100%にならないことがあります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）を要する設問の場合、回答者数を分母として計算しているため、原則として数値（％）の合計が100%を超えます。

(4) 調査結果の総括

① 調査対象家族の特徴

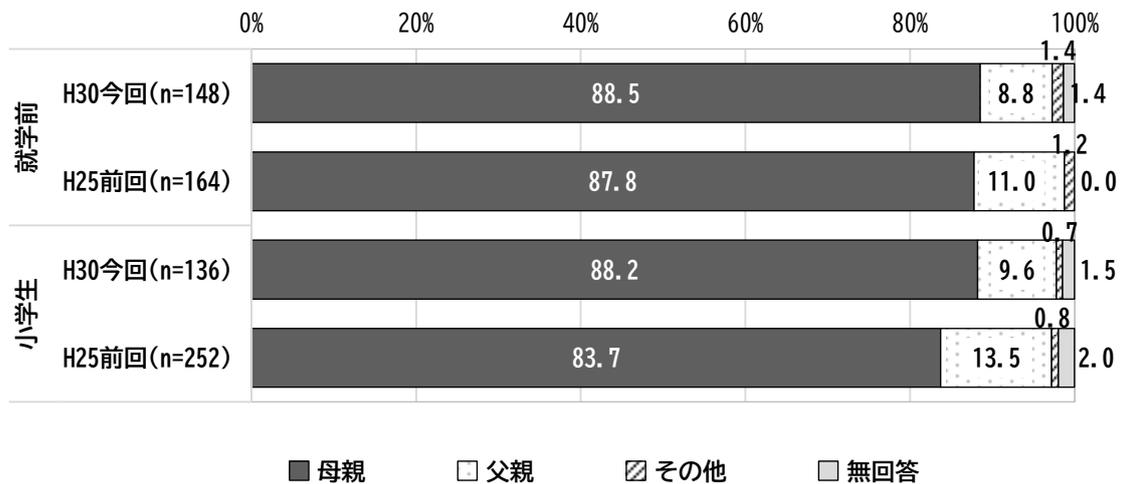
調査対象者は、0歳から小学生までの子育てを行っている保護者で、回答者の多くが母親であり、就学前児童の保護者では88.5%、小学生の保護者では88.2%となっています。

よって、本調査の結果は、主に「母親」の立場から見た子どもの生活状況や子育てに関する意識として考察することが妥当と考えられます。

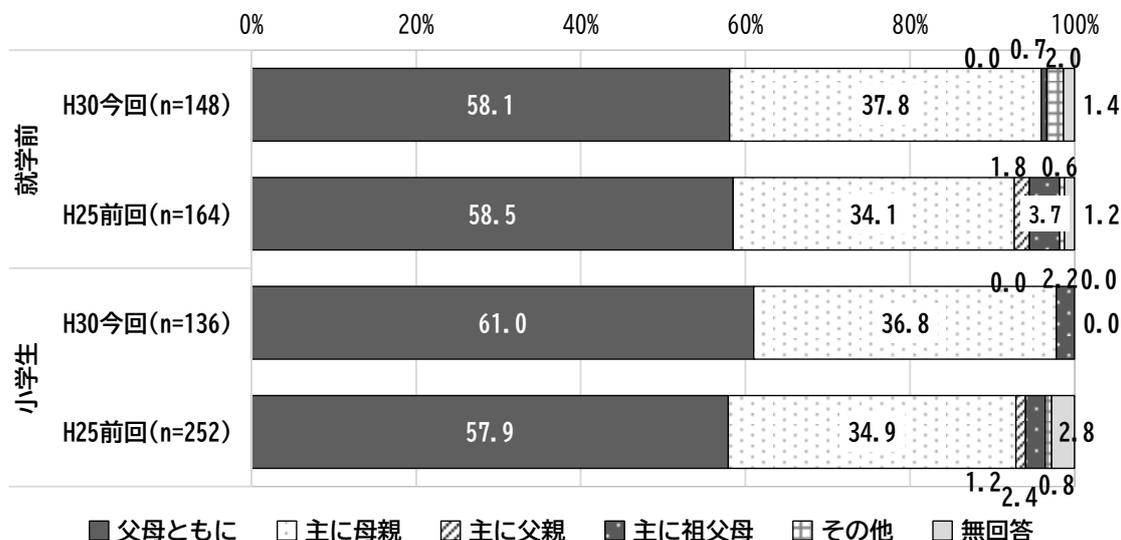
子育てを主に行っているのは、「父母ともに」とする家庭の割合が最も高く、就学前児童の保護者では58.1%、小学生の保護者では61.0%となっています。

平成25年に実施した「九重町子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」（以下、前回調査という）と比較すると、「父母ともに」行っている家庭では、就学前児童の保護者においては58.5%が58.1%となり0.4ポイント減少、小学生の保護者においては57.9%が61.0%となり3.1ポイント増加しています。

■ 回答者（就学前問4、小学生問4）



■ 子育ての主な担い手（就学前問6、小学生問6）



② 子どもの育ちをめぐる環境

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、就学前児童の保護者で41.9%、小学生の保護者で52.2%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は就学前児童の保護者で60.1%、小学生の保護者で53.7%となっていることから、おおむね半数以上の家庭は、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族が身近にいると考えられます。また、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」割合は就学前児童の保護者で12.8%、小学生の保護者で13.2%となり、ほぼ同程度となっています。

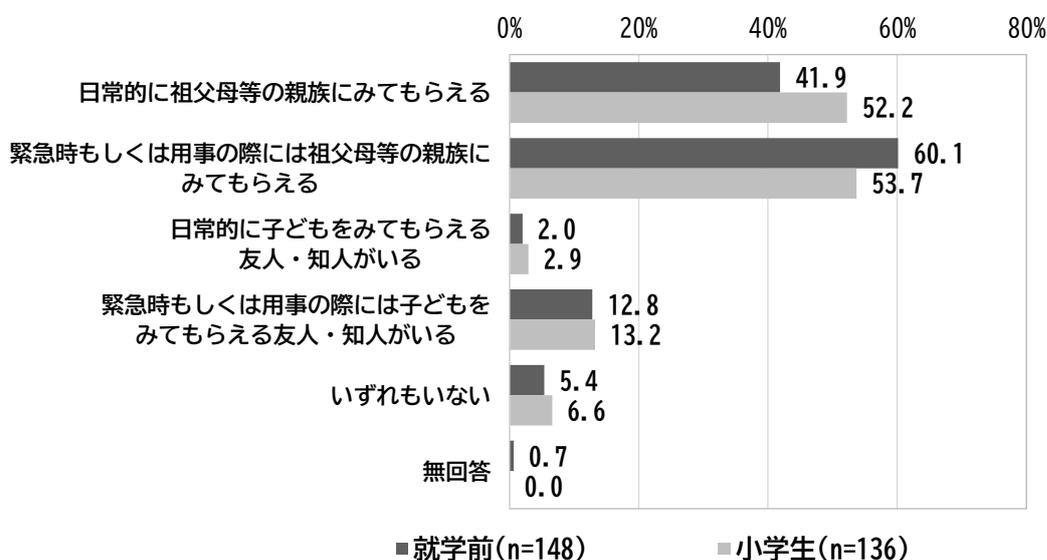
一方、支援してもらえない人が身近に「いずれもない」割合は、就学前児童の保護者では5.4%、小学生の保護者では6.6%あります。このような、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援を受けやすい体制を充実させていく必要があります。

子育てをする上で気軽に相談できる相手・場所が「いる・ある」とする割合は、就学前児童で95.3%、小学生で89.7%となっています。一方、「いない・ない」とする回答もあり、就学前児童の保護者で4.1%、小学生の保護者で8.8%となっています。

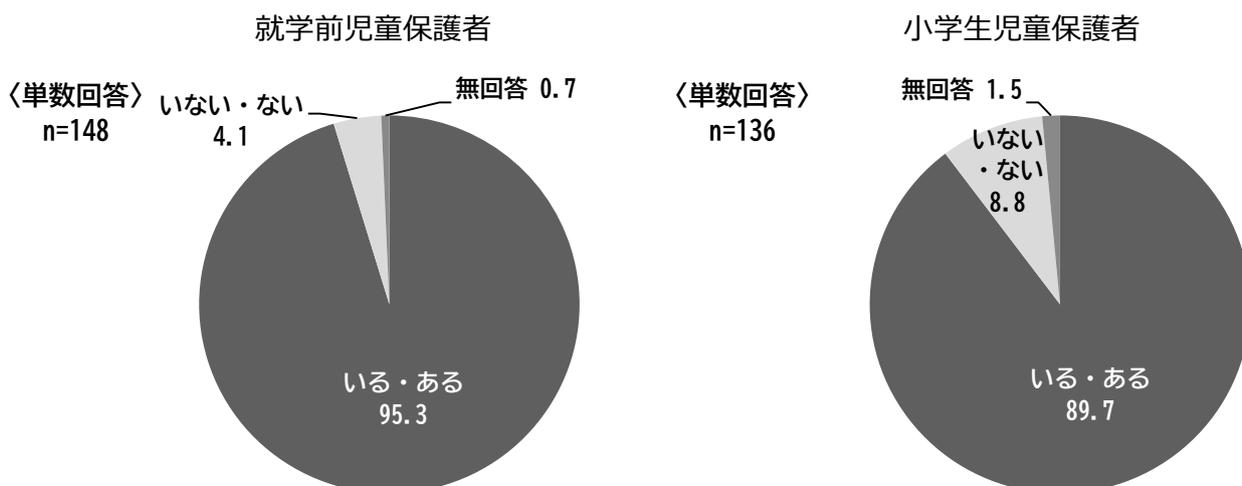
また、気軽に相談できる相手・場所については、「祖父母等の親族」（就学前児童の保護者77.3%、小学生の保護者76.2%）、「友人や知人」（就学前児童の保護者80.9%、小学生の保護者74.6%）が上位となり、複数の相談先を持っている保護者が多数いることがうかがえます。また、公的な相談場所の「保健所・保健センター」「自治体の子育て関連担当窓口」に相談しているとする回答は少なくなっています。

子育ての悩みは、子どもの成長段階や家族構成によって変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談窓口の周知を徹底していくことが求められています。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。

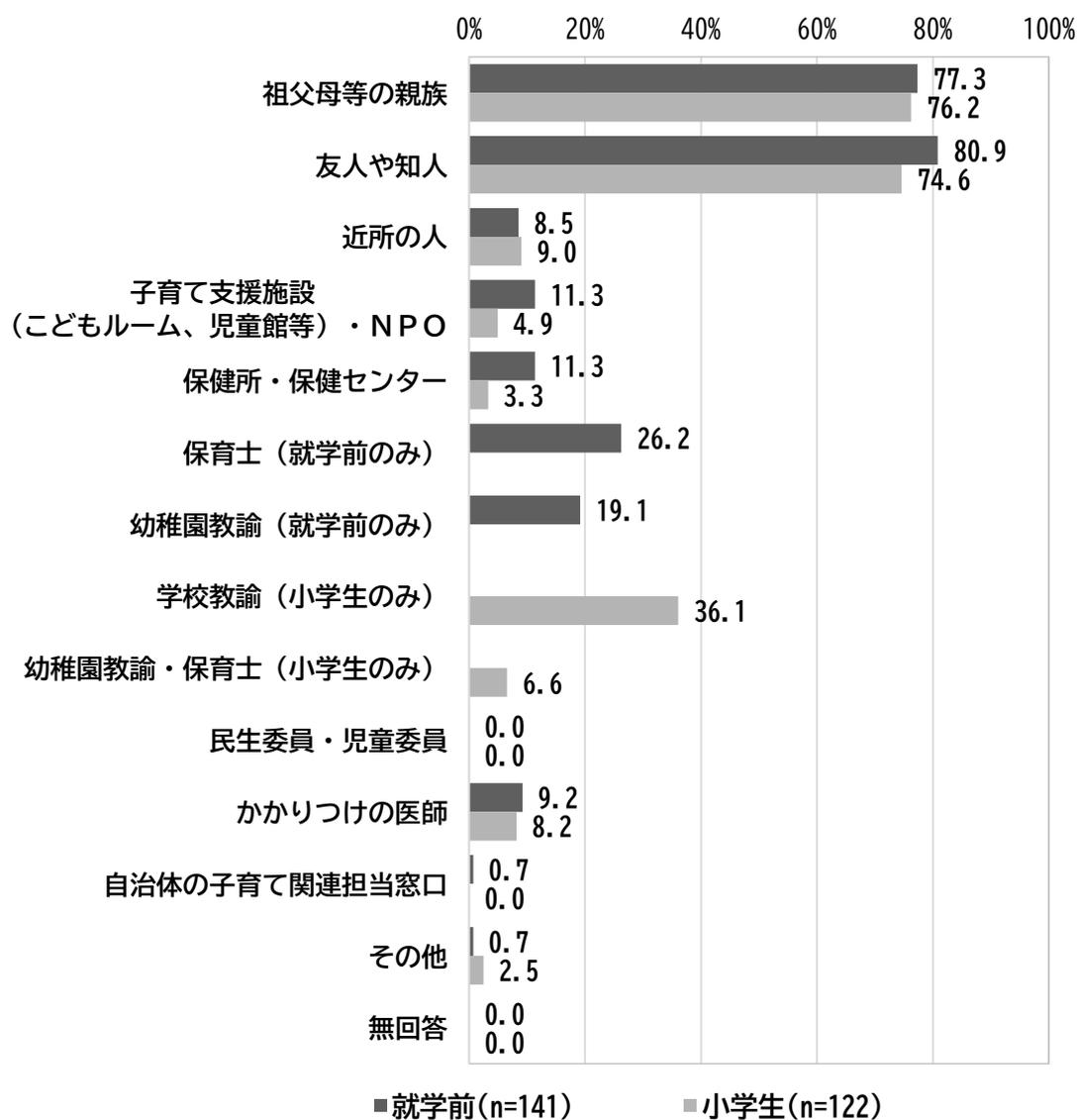
■ 子どもをみてくれる親族、知人・友人の有無＜複数回答＞（就学前問7、小学生問7）



■気軽に相談できる人・場所の有無（就学前問8、小学生問8）



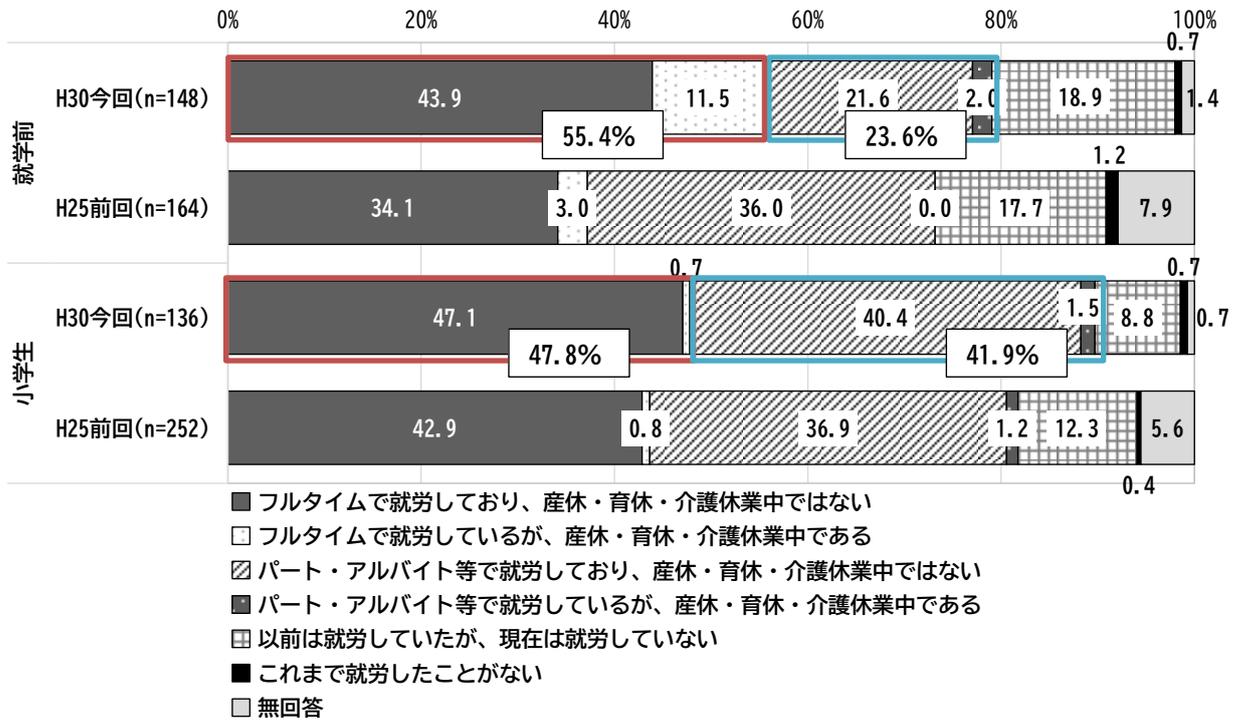
■気軽に相談できる人・場所（就学前問8-1、小学生問8-1）



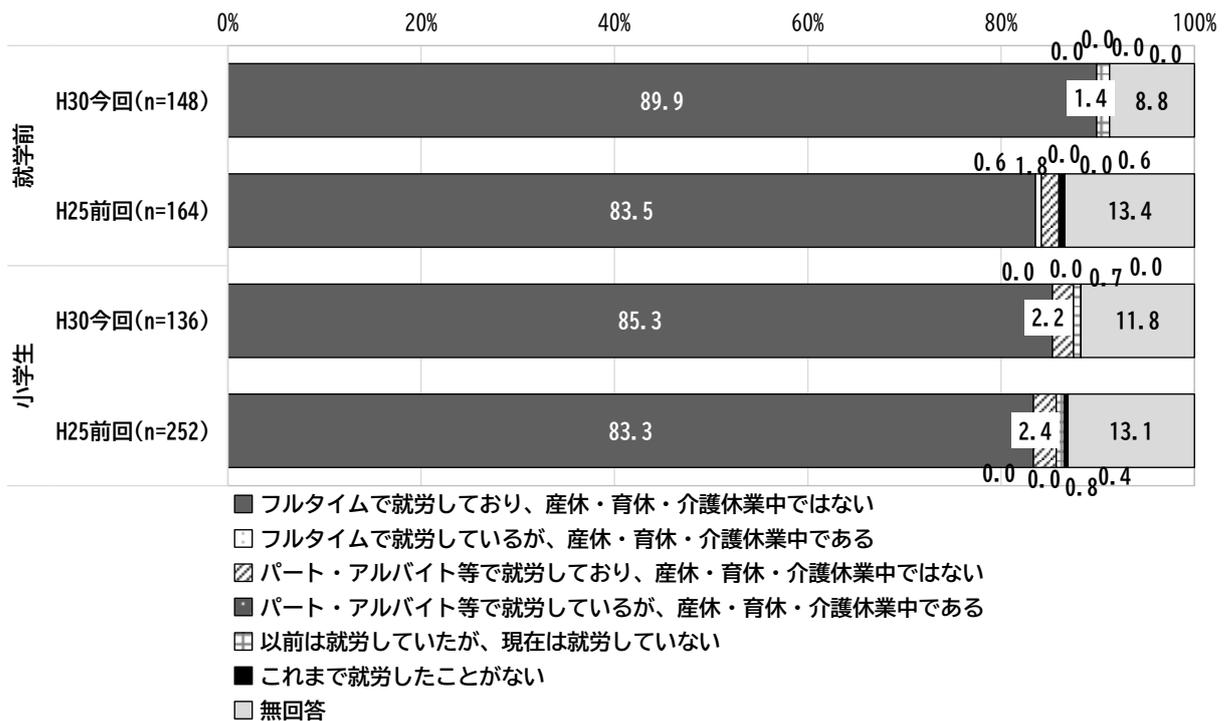
③ 保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前児童の保護者については、『フルタイム就労』が55.4%、『フルタイム以外で就労』が23.6%、『就労していない』が19.6%となっています。小学生の保護者については、『フルタイム就労』が47.8%、『フルタイム以外で就労』が41.9%、『就労していない』が9.5%となっています。父親は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「フルタイムで就労している」が8割を超えています。

■ 母親の就労状況（就学前問9、小学生問9）



■ 父親の就労状況（就学前問9、小学生問9）

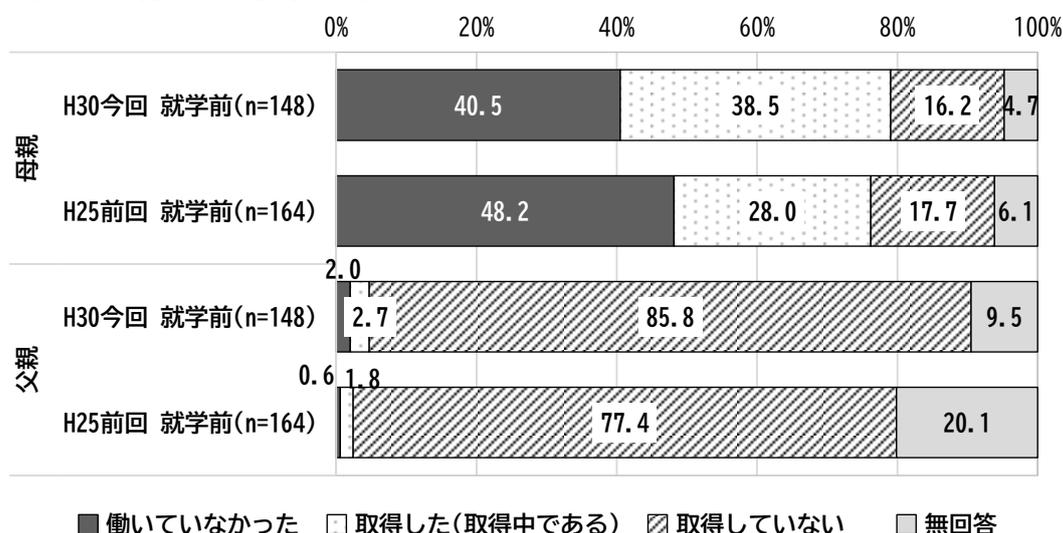


就学前児童の母親が育児休業を取得した、あるいは取得中である割合は、前回調査と比較して10.5ポイント増え（前回調査28.0%、今回調査38.5%）、母親が育児休業を取得しやすい環境整備が進んでいることがうかがえます。

しかし、父親についてみると、育児休業を取得した割合は前回調査と比較して0.9ポイント増えてはいるものの、2.7%に留まります。

育児休業を取得しなかった理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」、「その他」がともに33.3%で最も高くなっています。父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」（29.9%）が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が29.1%となっています。母親における「職場に育児休業制度がなかった」の割合は前回調査の10.3%から16.7%となり6.4ポイント増加し、職場の育児休業制度が整備されていないと感じる人が増えていることがうかがえます。育児休業の取得割合は増加傾向にあるため、今後は、雇用主及び被雇用者へ周知・啓発の手法等について検討する必要があると考えられます。

■ 育児休業取得状況（就学前問20）



■母親の育児休業をとっていない理由（就学前問20）

	1位	2位	3位
今回調査 (n=24)	子育てや家事に専念するために退職した (同順位)	その他 (同順位)	職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
	33.3%	33.3%	16.7%
前回調査 (n=29)	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	・仕事が忙しかった (同順位) ・子育てや家事に専念するために退職した (同順位)	・職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった） (同順位) ・その他 (同順位)
	16.7%	10.3%	10.3%

※無回答を除いて順位を付けています。

※前回調査は2位が同順位で4つあります。

■父親の育児休業をとっていない理由（就学前問20）

	1位	2位	3位
今回調査 (n=127)	配偶者が育児休業制度を利用した	仕事が忙しかった	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
	29.9%	29.1%	23.6%
前回調査 (n=127)	仕事が忙しかった	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	収入減となり、経済的に苦しくなる
	23.6%	22.0%	17.3%

※無回答を除いて順位を付けています。

④ 教育・保育の利用状況と利用意向

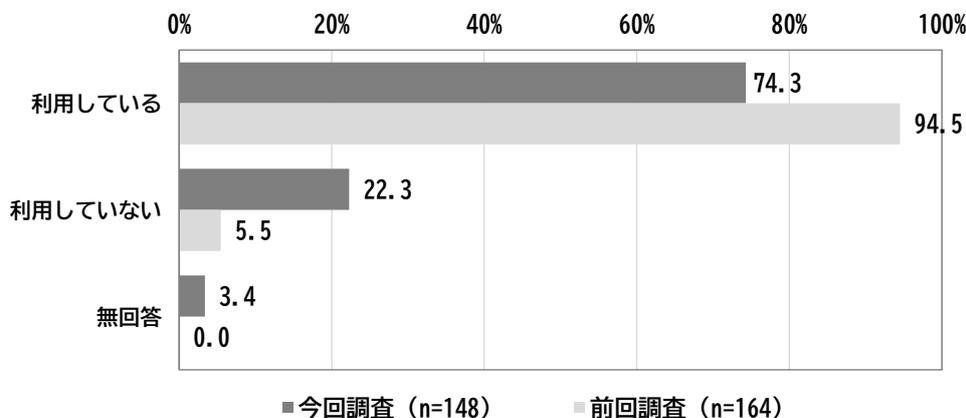
就学前児童の保護者で幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は、前回調査の94.5%から74.3%となり20.2ポイント減少しています。実際の入園率は70%前後であり、前回調査が教育・保育施設を通じて配布・回収と郵送配布・回収を行ったため、前回調査では入園者の回答が高く影響したと考えられます。

現在利用している施設は、「認定こども園」が72.7%、「幼稚園」が16.4%の割合が多く、合わせて89.1%となっています。今後全国的には、育児休業取得者の増加や幼児教育・保育の無償化の実施により、利用者の増加が見込まれています。

現在利用していない人も含めて、今後の教育・保育事業に対する利用意向をたずねたところ、「認定こども園」が78.4%、「幼稚園」が35.8%となっており、利用状況と同じ順位となっています。現在「幼稚園」を利用している人は16.4%、利用を希望する人は35.8%と実態より19.4ポイント高く、「幼稚園の預かり保育」で24.5ポイント、「認可保育所（園）」で19.1ポイント希望する人の割合が高くなっています。利用状況よりも利用意向が多くなっている事業については、潜在的なニーズが多く含まれる事業であるといえます。今後、これらの潜在的なニーズについても、本計画においては的確に把握し、事業の供給体制を検討する必要があります。

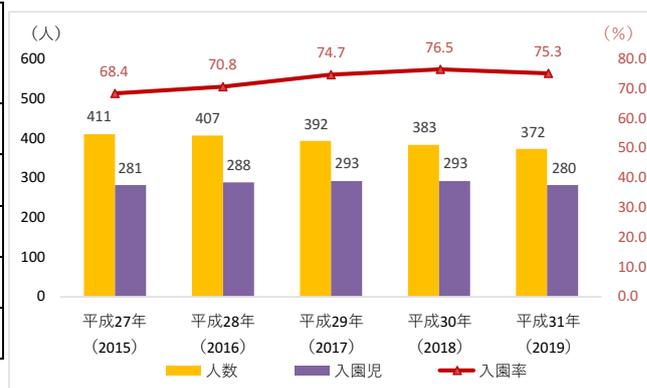
幼児教育・保育無償化が実施された場合の利用意向でも、認定こども園の利用意向は多くなっているため、本計画においてはこれらの意向を考慮する必要があると考えられます。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前問10）



■ 定期的な教育・保育事業の実際の入園率について

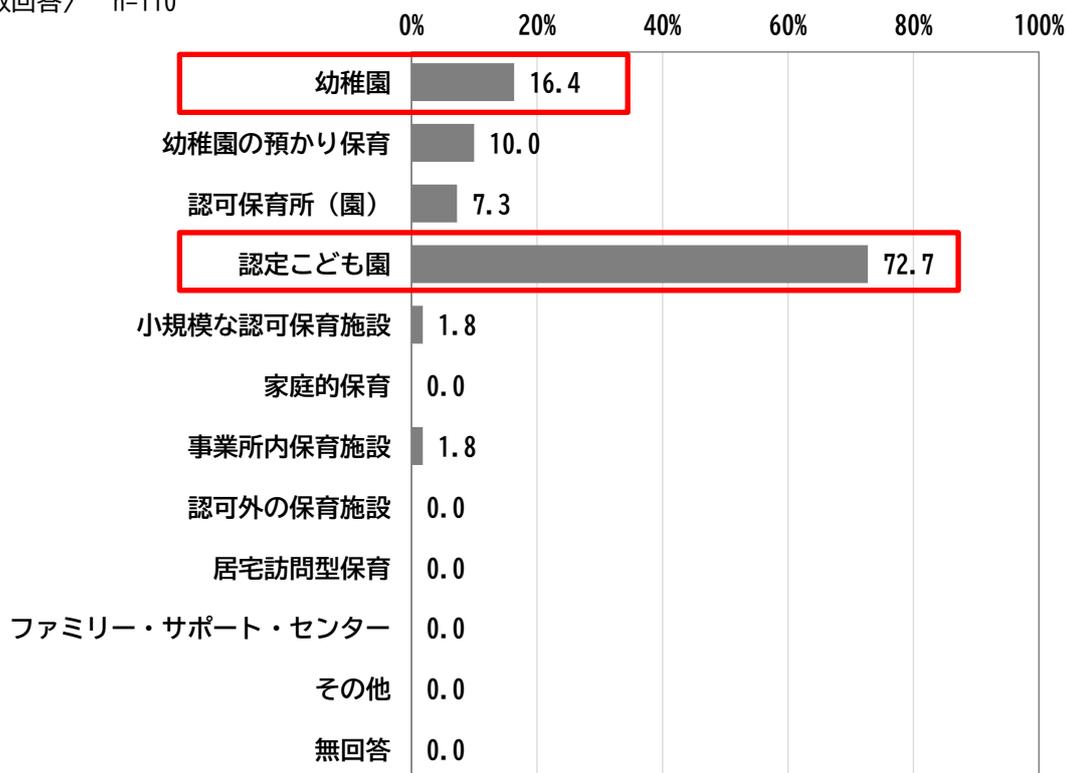
	人数 (人)	入園児 (人)	入園率 (%)
H27年 (2015)	411	281	68.4
H28年 (2016)	407	288	70.8
H29年 (2017)	392	293	74.7
H30年 (2018)	383	293	76.5
H31年 (2019)	372	280	75.3



資料：子育て支援課データ

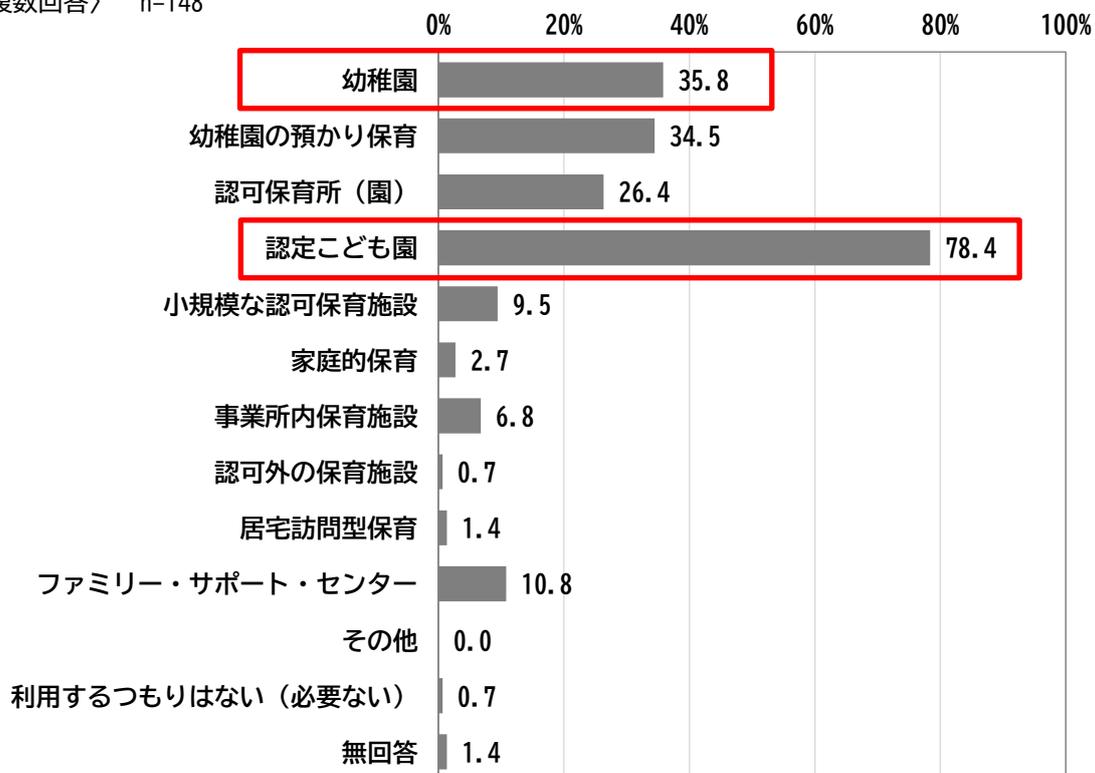
■ 現在利用している日常的な教育・保育事業（就学前問 10-1）

〈複数回答〉 n=110



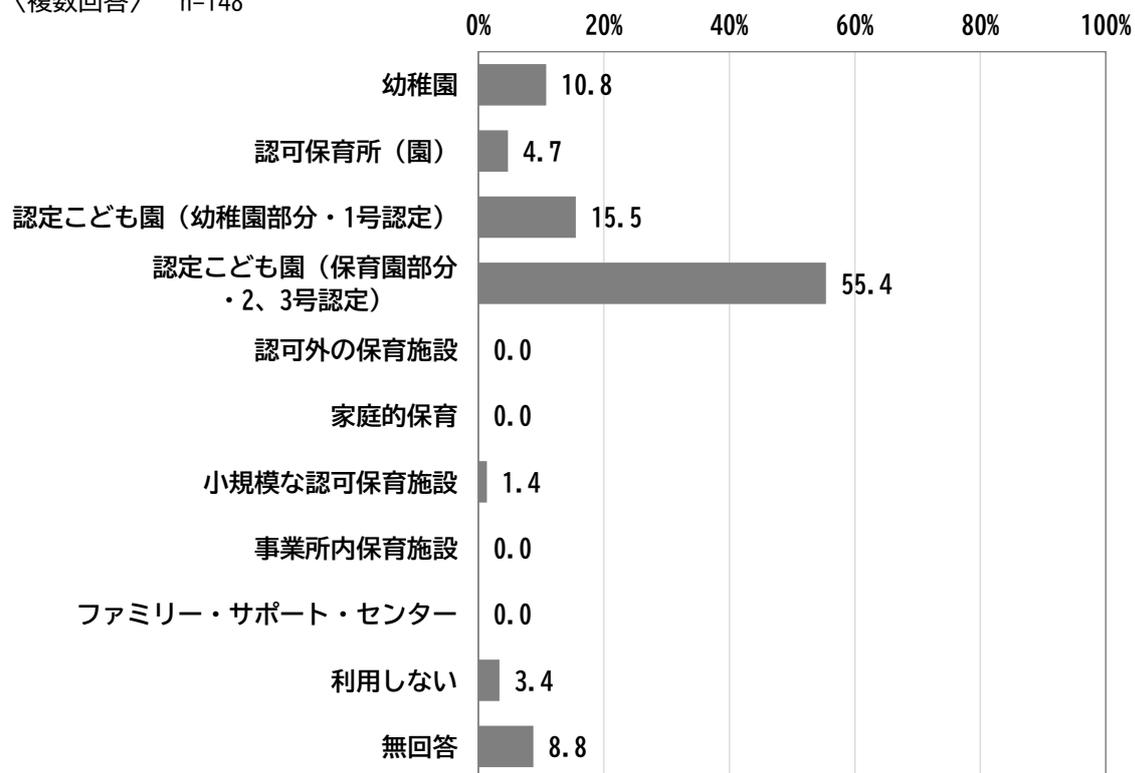
■ 「定期的に」利用したいと考える教育・保育事業（就学前問 11）

〈複数回答〉 n=148



■現在利用している、利用していないにかかわらず無償化した場合利用したい事業
 (就学前問 12-1)

〈複数回答〉 n=148



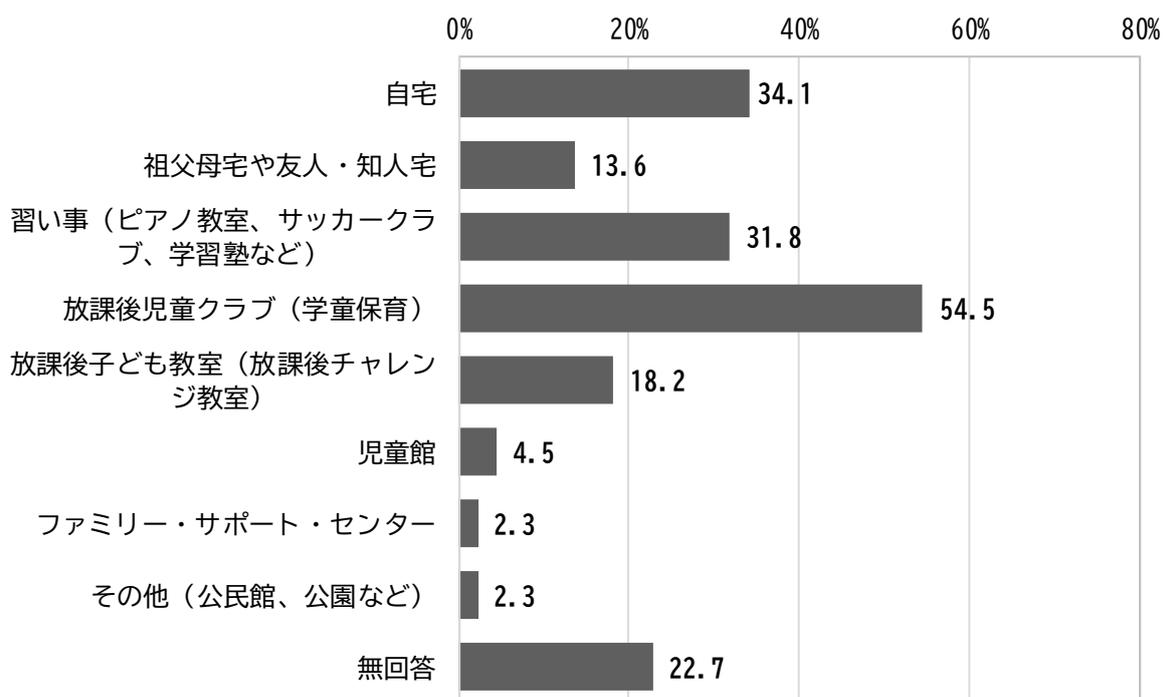
⑤ 小学校における放課後の過ごし方

就学前児童の保護者の、小学校入学後における放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が54.5%と最も高く、次いで「自宅」が34.1%、「習い事」が31.8%の順となっています。一方、小学生の保護者の放課後の過ごし方の希望は、「自宅」が72.8%と最も高く、次いで「習い事」が47.8%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が39.0%の順となっており、就学前と小学生において異なる結果となっています。

また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の希望する週あたり利用日数について、小学生の保護者の低学年（1～3年生）時の希望は、「6日」と「5日」が合計83.1%となっていますが、高学年（4～6年生）時の希望は、「6日」と「5日」が合計35.9%となり、学年が上がるにつれて利用を希望する日数は少なくなる傾向にあることがうかがえます。

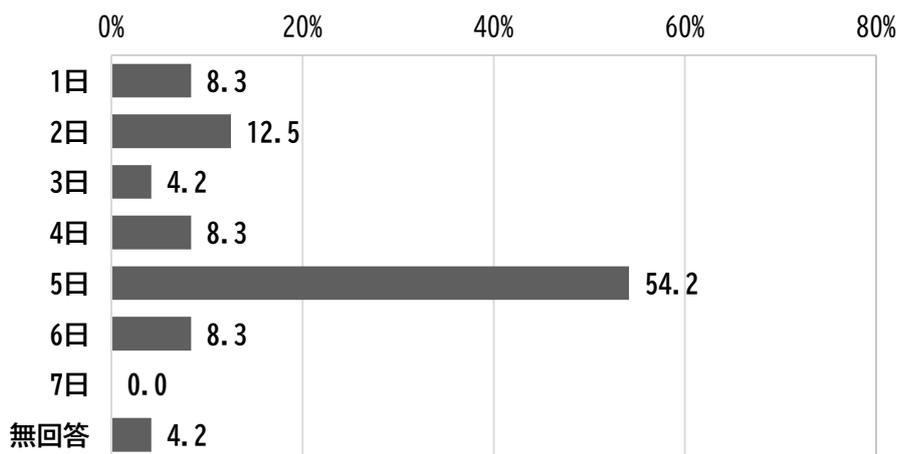
働く保護者にとって、放課後児童クラブ（学童保育）とは重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った放課後児童クラブ（学童保育）を維持していくことが求められています。

■ 就学前児童保護者が希望する小学校入学後の放課後の過ごし方（就学前問 21）



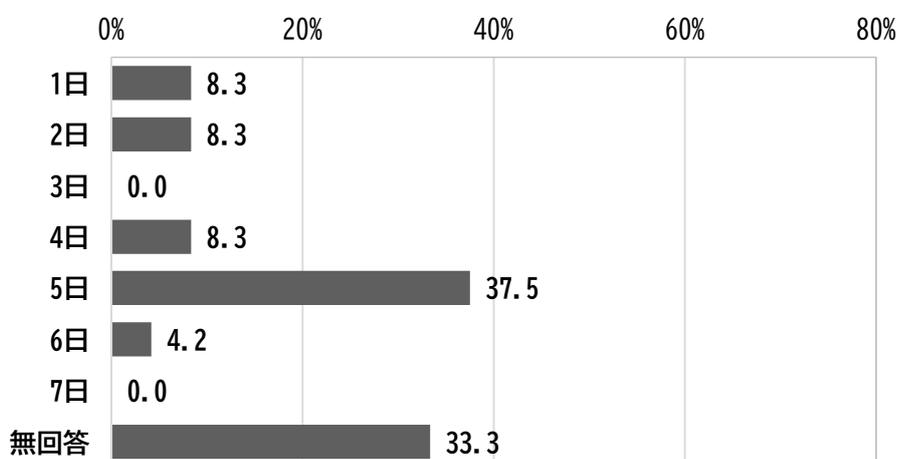
■ 就学前（n=44）

■ 就学前児童保護者が希望する低学年時の放課後児童クラブ週あたり日数（就学前問 21）



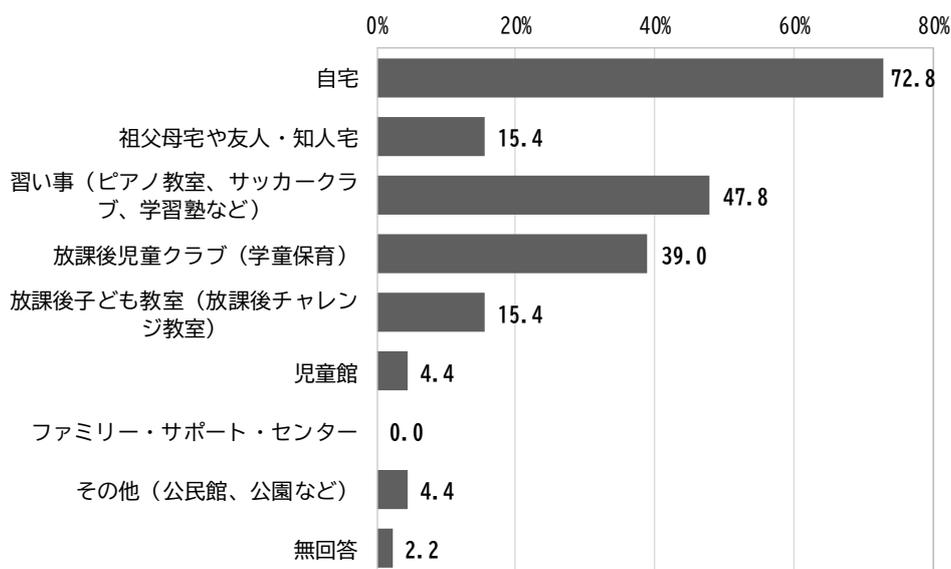
■ 就学前 (n=24)

■ 就学前児童保護者が希望する高学年時の放課後児童クラブ週あたり日数（就学前問 21）



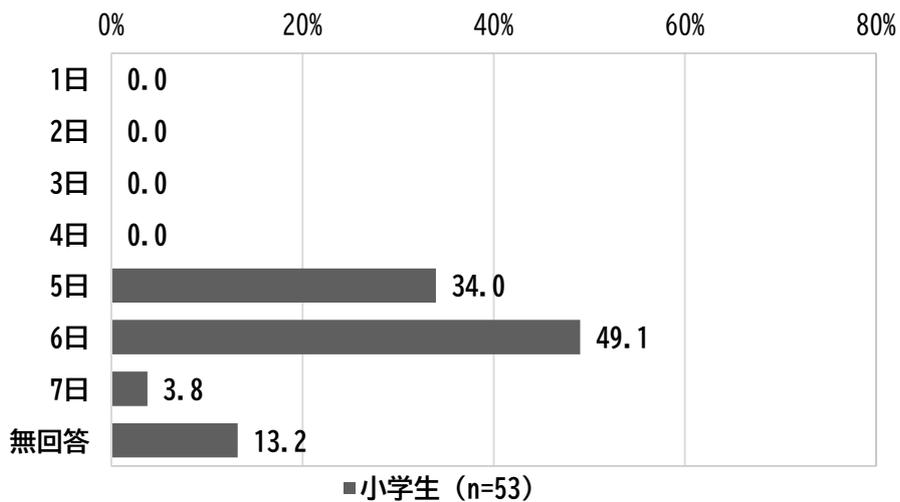
■ 就学前 (n=24)

■ 小学生保護者が希望する放課後の過ごし方（小学生問 11）

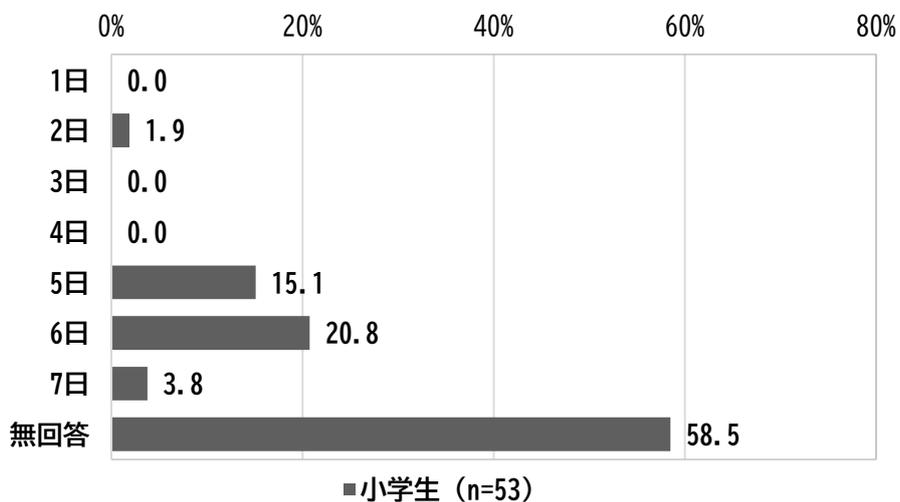


■ 小学生 (n=136)

■小学生保護者が希望する低学年時の放課後児童クラブの週あたり日数（小学生問 11）



■小学生保護者が希望する高学年時の放課後児童クラブの週あたり日数（小学生問 11）



⑥ 子育ての環境や支援への満足度

本町の子育ての環境や支援の満足度の平均値を前回調査と比較すると、就学前児童の保護者では2.95から2.99となり、0.04ポイント増加、小学生の保護者では、3.05から3.08となり、0.03ポイント増加しましたが、前回調査から大きな変化はみられませんでした。

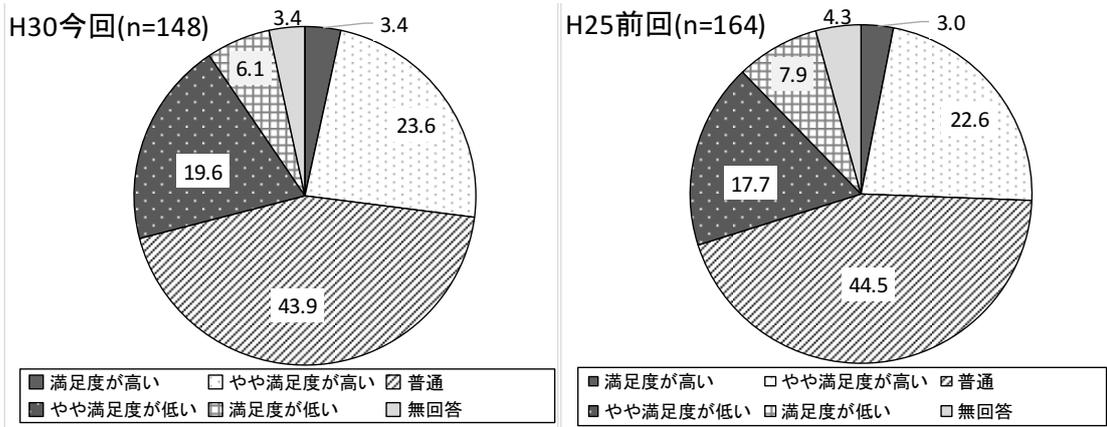
■地域における子育ての環境や支援への満足度(就学前問 28、小学生問 15)

満足度が低い 1点、やや満足度が低い 2点、普通 3点、やや満足度が高い 4点、満足度が高い 5点として、点数化しました。

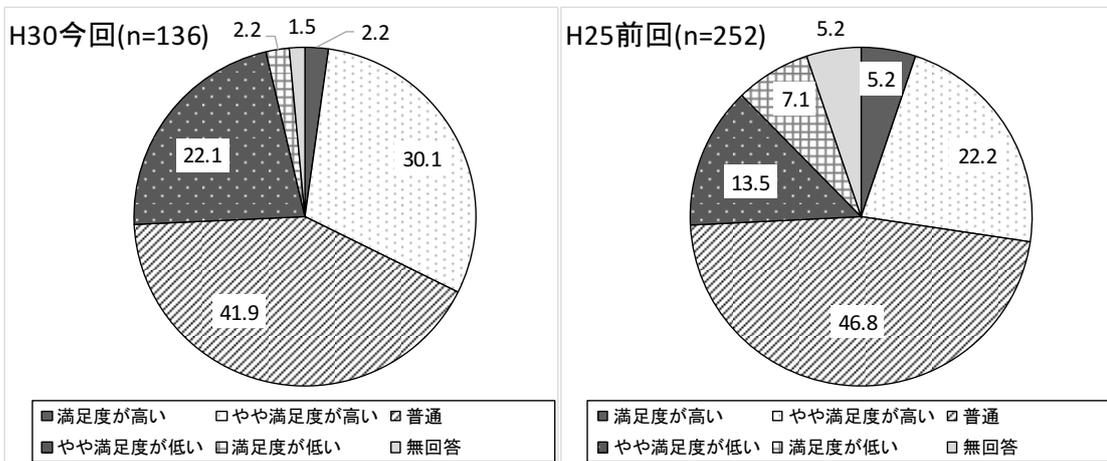
			満足度が 高い	やや満足 度が高い	普通	やや満足 度が低い	満足度が 低い	合計	平均
就 学 前	今回調査	回答者数	5	35	65	29	9	143	2.99
		評点	25	140	195	58	9	427	
	前回調査	回答者数	5	37	73	29	13	157	2.95
		評点	25	148	219	58	13	463	

			満足度が 高い	やや満足 度が高い	普通	やや満足 度が低い	満足度が 低い	合計	平均
小 学 生	今回調査	回答者数	3	41	57	30	3	134	3.08
		評点	15	164	171	60	3	413	
	前回調査	回答者数	13	56	118	34	18	239	3.05
		評点	65	224	354	68	18	729	

【就学前児童保護者】



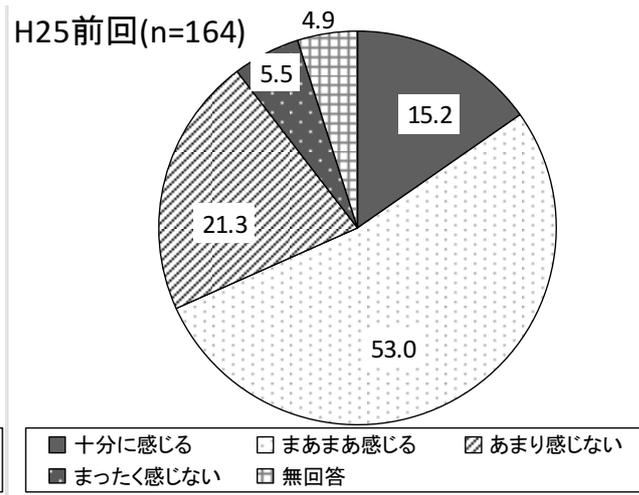
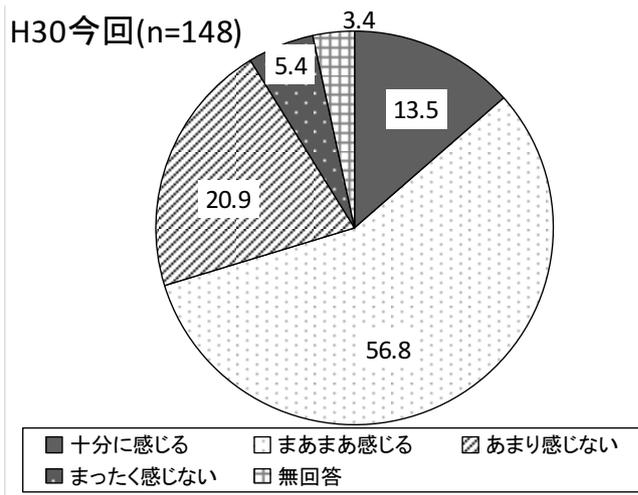
【小学生児童保護者】



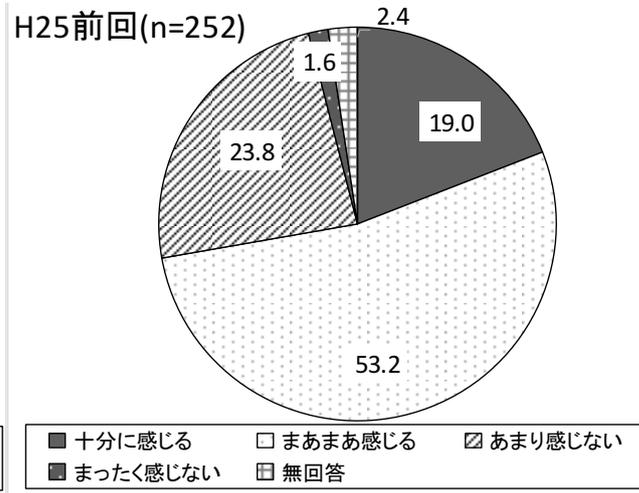
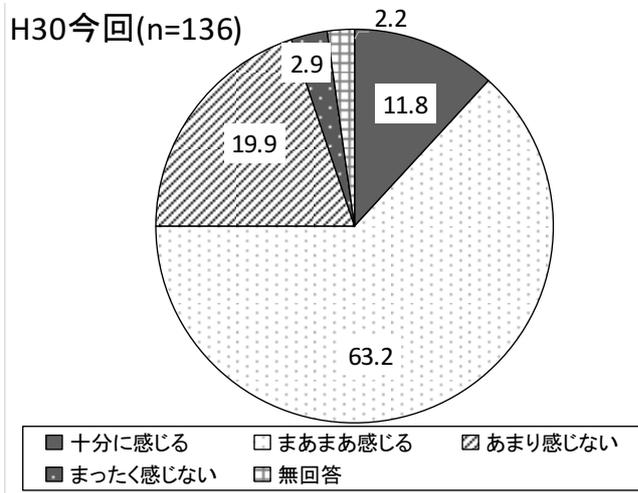
子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるかについて、「十分に感じる」「まあまあ感じる」と回答した割合は、就学前児童の保護者では70.3%と、前回調査の68.2%よりわずかに増加しています。小学生の保護者においても75.0%で、前回調査の72.2%より増加しています。

■子育てが地域や社会で支えられていると感じるか(就学前問24、小学生問12)

【就学前児童保護者】



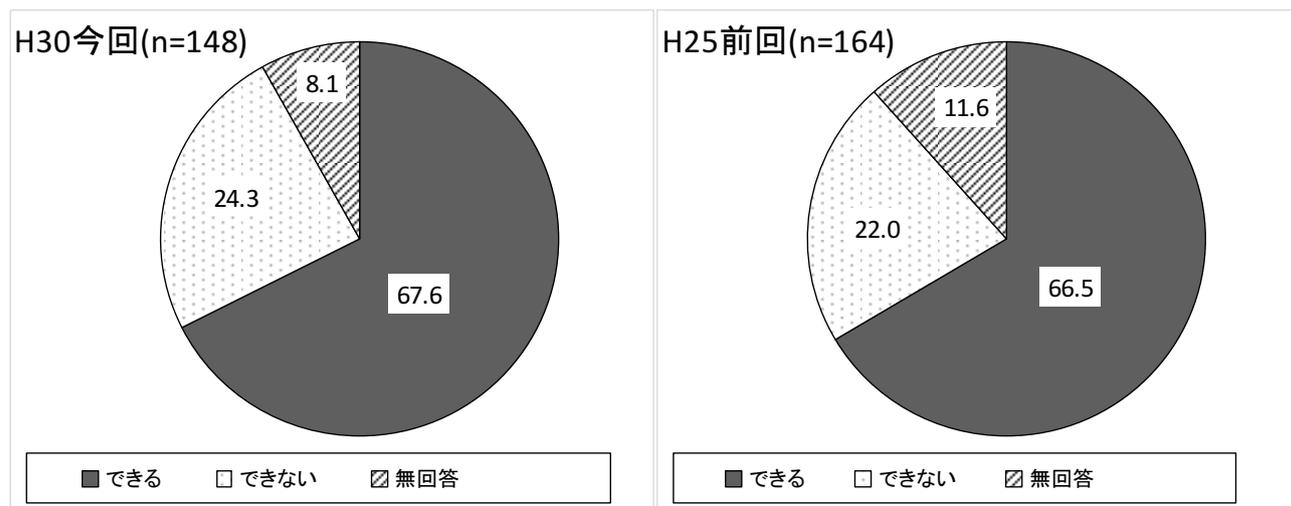
【小学生児童保護者】



就学前児童の保護者が希望した時期や時間に教育・保育サービスが利用できるかについて、「できる」と回答した割合は67.6%で、前回調査の66.5%より1.1ポイント増加していますが、「できない」と回答した割合は24.3%で、前回調査の22.0%より2.3ポイント増加しています。

■ 希望した時期や時間に教育・保育サービスが利用できるか(就学前問25)

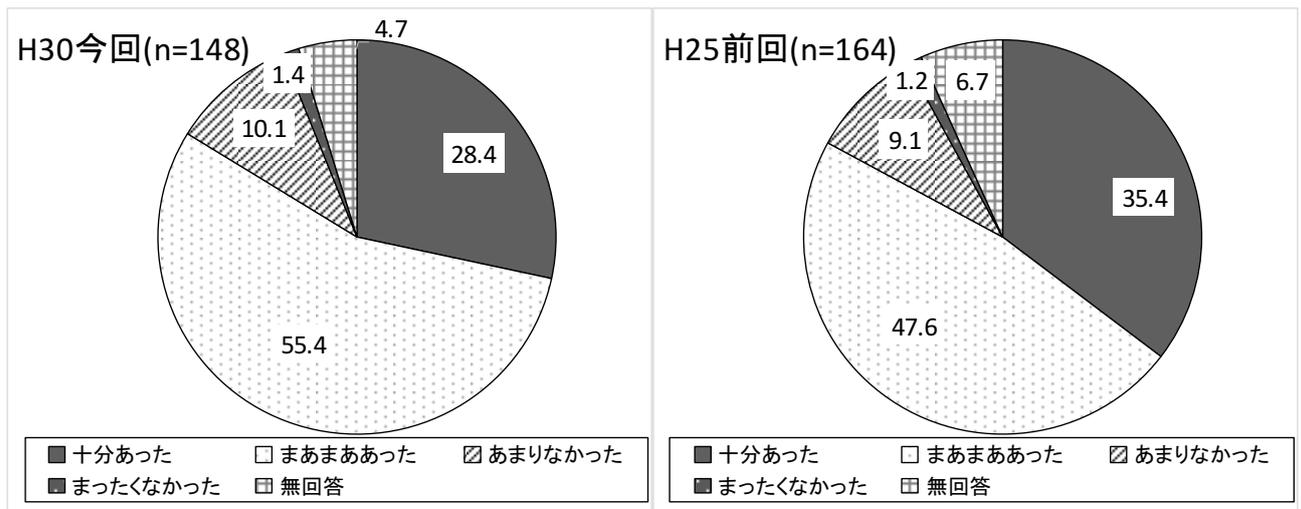
【就学前児童保護者】



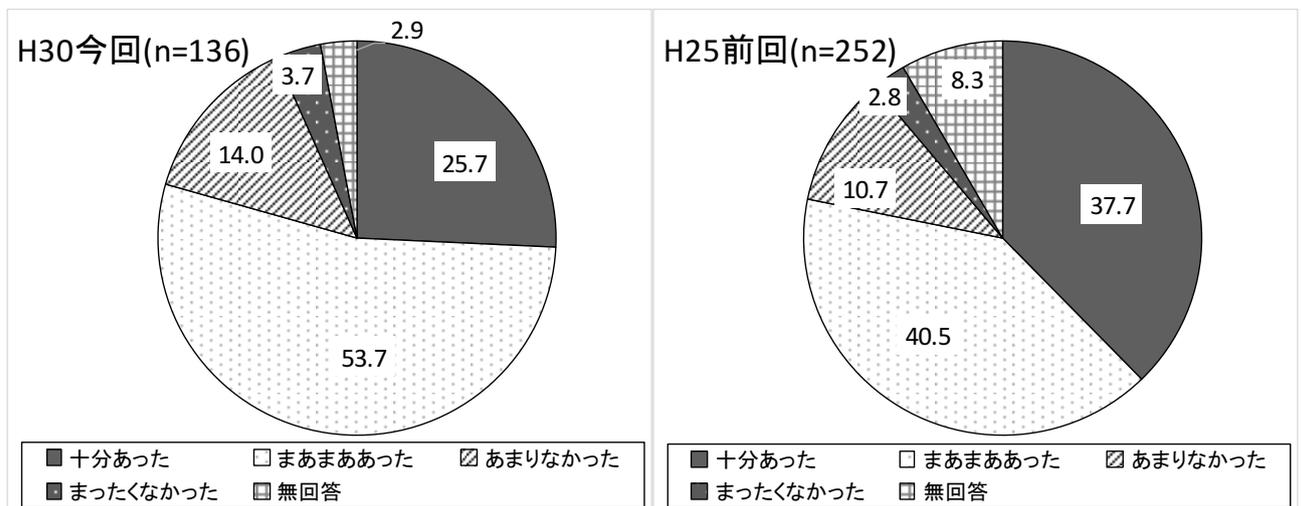
妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感について、「十分あった」「まあまああった」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 83.8%、小学生の保護者で 79.4%と、前回調査とほぼ同程度となっています。

■ 宛名の子どもの妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感について(就学前問26、小学生問13)

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】



就学前児童の母親の子育てに関する役割分担について、「もっぱら母親が行う」「主に母親が行うが、父親も手伝う」の合計をみると、理想において31.8%、現実においては71.6%となり、理想と現実には39.8ポイントの開きが生じています。また、前回調査よりもその開きは8.1ポイント大きくなっています。

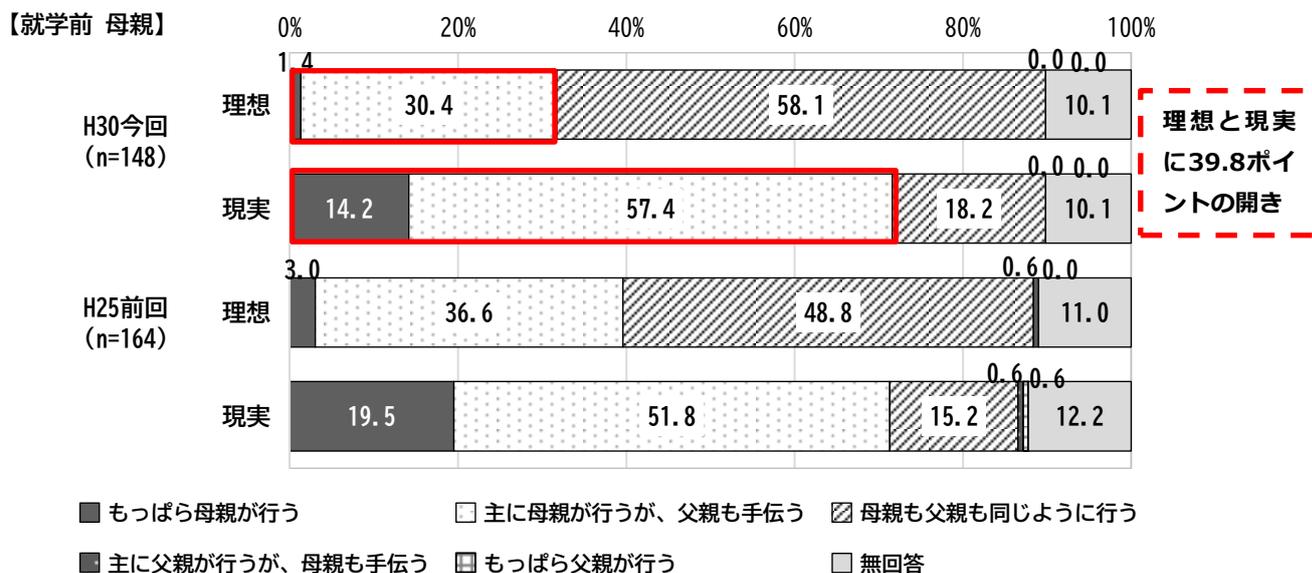
就学前児童の父親については、「もっぱら母親が行う」「主に母親が行うが、父親も手伝う」の合計は、理想において31.8%、現実においては62.2%となり、30.4ポイントの開きが生じています。また、前回調査よりもその開きは7.2ポイント大きくなっています。

小学生の母親の子育てに関する役割分担について、「もっぱら母親が行う」「主に母親が行うが、父親も手伝う」の合計をみると、理想において34.6%、現実においては72.8%となり、38.2ポイントの開きが生じています。また、前回調査よりもその開きは8.4ポイント大きくなっています。

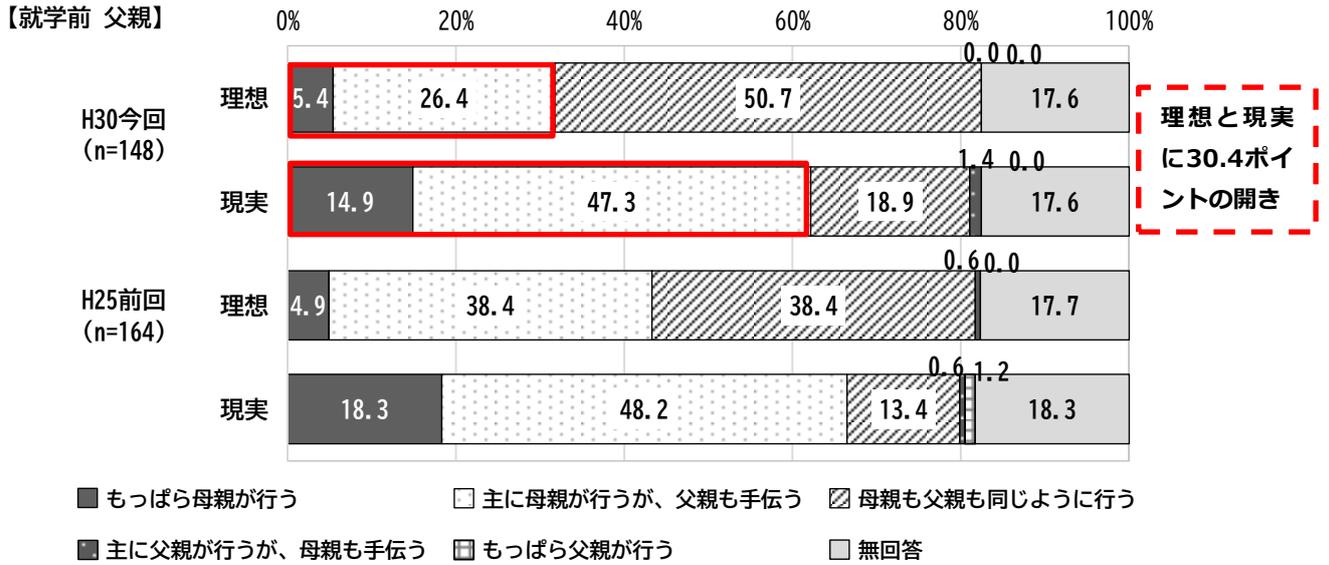
小学生の父親については、「もっぱら母親が行う」「主に母親が行うが、父親も手伝う」の合計は、理想において36.0%、現実においては67.6%となり、31.6ポイントの開きが生じています。また、前回調査よりもその開きは10.2ポイント大きくなっています。

母親の育児に携わる割合が高いため、母親の方がより強く負担を感じていることがうかがえます。

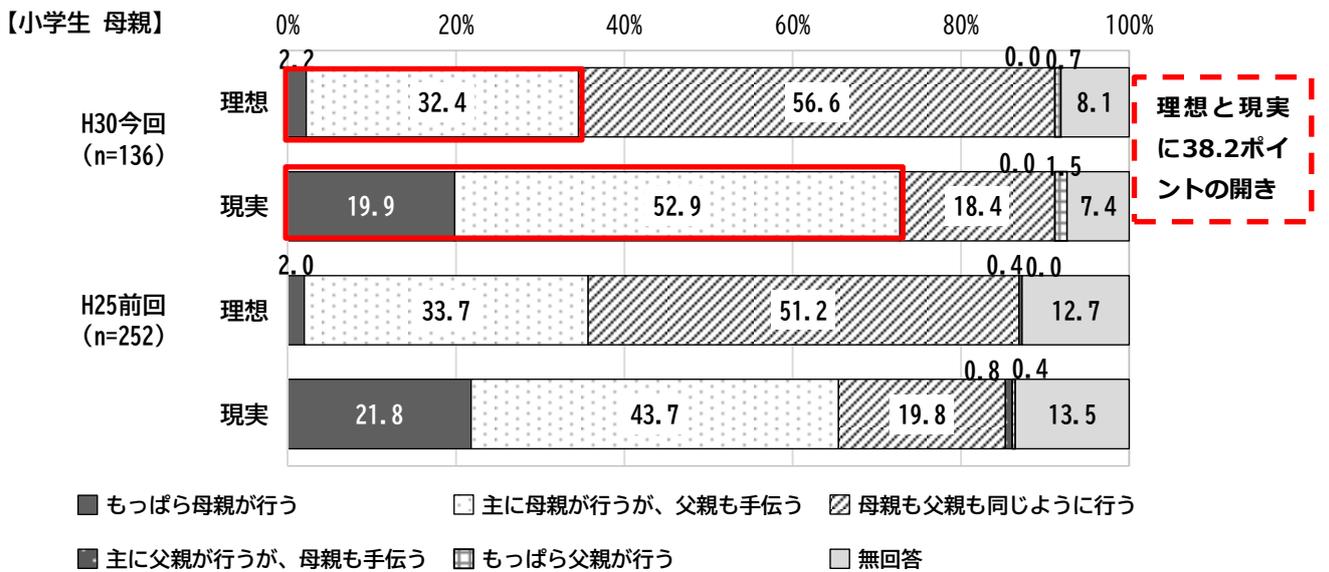
■ 就学前児童の母親の子育てに関する役割分担の理想と現実の姿(就学前問27)



■ 就学前児童の父親の子育てに関する役割分担の理想と現実の姿(就学前問27)

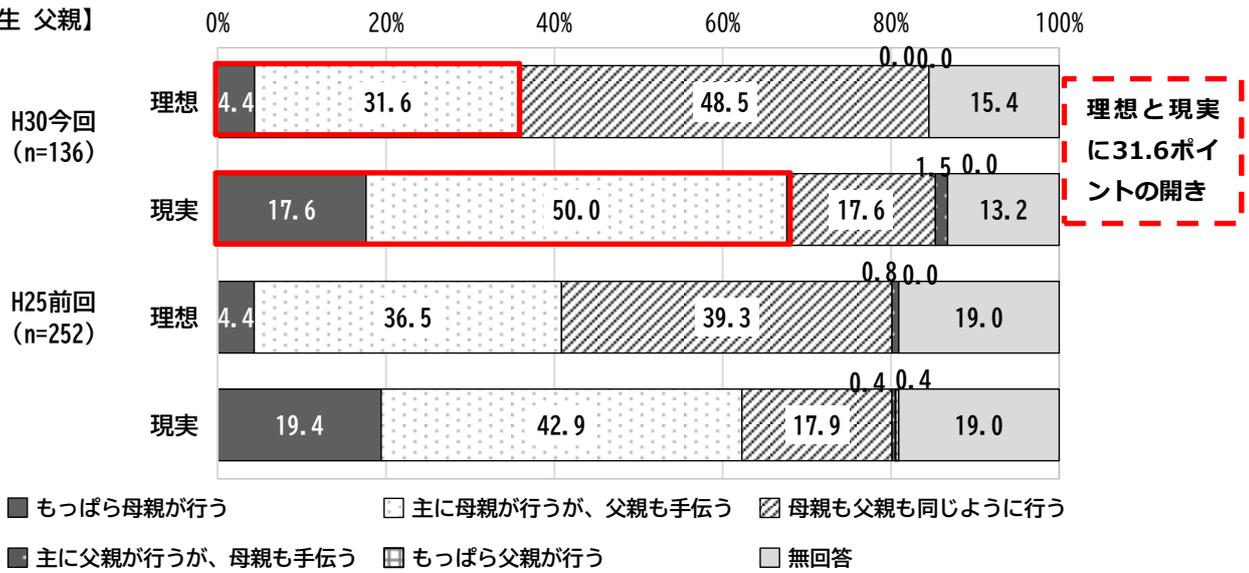


■ 小学生の母親の子育てに関する役割分担の理想と現実の姿(小学生問14)



■小学生の父親の子育てに関する役割分担の理想と現実の姿(小学生問14)

【小学生 父親】



3. 次世代育成支援行動計画の評価

基本目標1 地域における子育て支援

(1) 数値目標の評価

	指標	目標値	実績値 (H30)	評価
1	3歳サービス利用率	70.0%	73.6%	A
2	小1プロブレム発生率	10%未満	3.0%	A
3	ホームページの利用度割合	70.0%	18.1%	D
4	ここのえ交流センターの年間延べ利用日数	7,000人	12,496人	A
5	子育てに関する講習会（年6回以上）の年間延べ参加者数	120人	151人	A

(2) 評価

ホームページの利用度割合を除くすべての項目で、数値目標を達成しました。地域子育て交流センターを子育て支援の拠点として、児童の健全育成に取り組み、利用者数も目標値を大きく上回っています。ホームページの情報更新等行ってきましたが、ホームページ自体の利用度がアンケート結果から低いことがわかりました。情報発信のためにも工夫が必要となります。

基本目標2 母性並びに乳児及び乳児等の健康の確保及び増進

(1) 数値目標の評価

	指標	目標値	実績値 (H30)	評価
6	MRワクチン接種率	95%以上	96.4%	A
7	乳児家庭全戸訪問事業実施率 (生後4か月を迎えるまでの間)	100%	100%	A
8	3歳児で虫歯のない者の割合	80%以上	61.1%	D
	3歳児1人あたり虫歯本数	0.8本以下	1.94本	D

(2) 評価

母子健康手帳の交付時からの健康相談・健康診査・予防接種・訪問指導等、妊産婦・乳幼児期への切れ目ない支援を行いました。食育の推進では、乳幼児期における食育指導、学童期では、学校における食育教育や各地区公民館での子ども料理教室に取り組みました。また、フッ素塗布事業等虫歯予防の取り組みを行いました。3歳児における1人当たりの虫歯本数、虫歯のない者の割合の目標が達成できませんでした。



基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 数値目標の評価

	指標	目標値	実績値 (H30)	評価
9	「全国学力・学習状況調査」	全国平均正答率を上回る	小学 2項目/ 4項目 中学 非公開	C
	「大分県学力定着状況調査」	偏差値50を上回る	小学 2教科/ 3教科 中学 非公開	C
10	「全国体力・運動能力調査」の取組	〈小学生〉 全体の70%以上の項目で全国平均値を上回る	61.5%	B
		〈中学生〉 全体の50%以上の項目で全国平均値を上回る	64.6%	A

(2) 評価

次代の親の育成として、中学3年生を対象とした「乳幼児とその保護者と中学生のふれあい交流事業」を行いました。また、このえ学園構想のもと、小中9年間を見通した「このえ学」の取り組みを行ってきました。「全国学力・学習状況調査」「大分県学力定着状況調査」では、小学生の活用（応用）において、「全国体力・運動能力調査」では、小学生において目標を達成できませんでした。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

評価

若年層や子育て世帯に対応した奥野定住促進住宅の建設など、住宅整備を行いました。また、こども園・教育委員会による通学路の点検後、通学路安全推進会議において検討し、危険個所の改良や計画的な整備に取り組みました。

基本目標5 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

評 価

「子育て世代包括支援センター（仮称）」の整備について、検討を行っていますが、整備できませんでした。

基本目標6 子ども等の安全の確保

（1）数値目標の評価

	指標	目標値	実績値 (H30)	評価
11	子どもを巻き込んだ犯罪等の発生数	0件	0件	A

（2）評価

小学校で、発達段階に応じた交通安全教室を交通安全協会や警察、交通指導員の協力のもと行いました。また、チャイルドシートの貸し出しや子育て関連用品購入助成金事業（チャイルドシート等の購入補助）により着用の徹底を図りました。

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

評 価

要保護児童対策協議会を毎月実施し、要保護共有台帳に登載された子どもへの見守り、支援を行いました。また、ハローワークと協定を結び就職相談会の実施や、県主催による法律相談会を行い、母子家庭及び父子家庭の自立の推進を図ってきました。障がい児施策においては、発達障がいへの対応のため、5歳児健診・5歳児精密健診の実施による早期発見、発達支援ファイルの導入により、こども園、学校、保健、福祉の継続した切れ目のない支援の構築や連携に努めました。

基本目標8 手当等の給付及び助成事業の充実

評 価

まち・ひと・しごと創生総合戦略により、助成事業の充実が図られました。しかし、アンケート結果では、「制度について知らない」と答えた方が3割程度いました。制度の周知を徹底していく必要があります。

4. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 特定教育・保育事業

① 1号認定（3～5歳）

(単位：人)

		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)
量の見込み	計画値 ①	117	114	108	104	100
	実績値 ②	70	67	72	66	37
	過不足 ①－②	47	47	36	38	63
確保の内容	計画値 ③	215	120	120	120	120
	実績値 ④	205	60	60	100	100
	過不足 ③－④	10	60	60	20	20

② 2号認定（3～5歳）

(単位：人)

		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)
量の見込み	計画値 ①	95	93	88	84	81
	実績値 ②	102	110	103	97	121
	過不足 ①－②	△7	△17	△15	△13	△40
確保の内容	計画値 ③	70	100	100	100	100
	実績値 ④	70	160	160	120	120
	過不足 ③－④	0	△60	△60	△20	△20

③ 3号認定（0～2歳）

【1・2歳】

（単位：人）

		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)
量の 見込み	計画値 ①	93	90	86	81	77
	実績値 ②	67	73	76	67	66
	過不足 ①－②	26	17	10	14	11
確保の 内容	計画値 ③	75	95	95	95	95
	実績値 ④	75	95	95	95	95
	過不足 ③－④	0	0	0	0	0

【0歳】

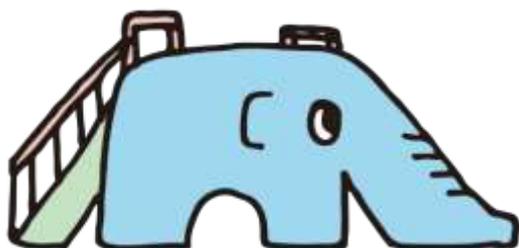
（単位：人）

		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)
量の 見込み	計画値 ①	29	27	25	24	22
	実績値 ②	14	13	10	14	8
	過不足 ①－②	15	14	15	10	14
確保の 内容	計画値 ③	20	35	35	35	35
	実績値 ④	20	35	35	35	35
	過不足 ③－④	0	0	0	0	0

(2) 地域子ども・子育て支援事業

			H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)
①利用者 支援 (箇所)	量の 見込み	計画値	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0
	確保 方策	計画値	0	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0
②妊婦健 康診査 (人回)	量の 見込み	計画値	770	714	672	644	602
		実績値	1,018	866	846	522	
	確保 方策	計画値	770	714	672	644	602
		実績値	1,018	866	846	522	
③乳児家 庭全戸訪 問事業 (人)	量の 見込み	計画値	55	51	48	46	43
		実績値	73	49	79	51	
	確保 方策	計画値	55	51	48	46	43
		実績値	73	49	79	51	
④子育て 短期支援 事業	量の 見込み	計画値	1人	1人	1人	1人	1人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人
	確保 方策	計画値	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		実績値	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
⑤ファミ リー・サ ポート・ センター 事業 (人日)	量の 見込み	計画値	429	414	394	379	358
		実績値	0	21	0	14	
	確保 方策	計画値	0	0	0	379	358
		実績値	0	21	0	14	

			H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)
⑥幼稚園在 園児を対象 とした一時 預かり (人日)	量の 見込み	計画値	14,266	13,872	13,214	12,754	12,097
		実績値	2,472	3,175	3,389	5,224	
	確保 方策	計画値	14,266	13,872	13,214	12,754	12,097
		実績値	14,266	13,872	13,214	12,754	
⑥幼稚園在 園児を対象 とした一時 預かり以外 (人日)	量の 見込み	計画値	1,433	1,381	1,313	1,262	1,190
		実績値	154	55	209	141	
	確保 方策	計画値	1,433	1,381	1,313	1,262	1,190
		実績値	1,433	1,381	1,313	1,262	1,190
⑦地域子育て 支援拠点 事業 (人日)	量の 見込み	計画値		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		実績値		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	確保 方策	計画値		13,433	12,482	12,496	
		実績値		13,433	12,482	12,496	
⑧放課後 児童クラブ (人)	量の 見込み	計画値	86	85	83	81	77
		実績値	112	118	129	158	189
	確保 方策	計画値	86	85	83	81	77
		実績値	112	118	129	158	189



5. 課題の整理

■子育てサービスの充実

共働き世帯の増加、祖父母の就労の増加によりこども園や放課後児童クラブ等の利用数は増加傾向であり、今後も子育てサービスの量・質の確保が必要です。

しかしながら、県主催の放課後児童クラブ支援員等の研修会、町主催のファミリー・サポート・センター講習会を実施したもののサービス従事者の大幅な増員にはつながっていません。また保育士についても確保に努めてきましたが、十分な確保は困難な状況です。今後も、子育てサービス従事者の確保対策が必要となります。

また、サービスの質の向上のために子育てサービス従事者に対する各種研修会の実施や参加、サービス従事者同士の意見交換の場を設けるなどし、従事者と利用者の双方にとって利用しやすいサービスとすることが重要です。

■情報の周知方法（各サービスや子育て関連の情報発信）

平成30年度に実施したまち・ひと・しごと総合戦略のアンケート結果では、ホームページの利用度割合は2割に達していませんでした。また、各子育て施策に関して制度を知らない方が約3割いることがわかりました。情報発信のための工夫が必要です。ホームページ以外にもSNSやリーフレットなど子育て世帯が活用しやすい情報発信方法を検討する必要があります。

■ネットワーク等の充実（子育て世代のつながりや地域とのつながり）

少子化や核家族化、社会環境の変化により、保護者同士のつながりや地域とのつながりが希薄化しています。そうした中で、子育てを通じて、子どもや保護者が成長できる取り組みや地域ぐるみで子育てをするための意識の醸成、ネットワークづくりが必要です。

■きめ細やかな支援・相談体制の整備

少子化や核家族化で妊産婦の孤立感や負担感が高まっており、妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し切れ目のない支援を実施することが重要です。また、妊娠期からの相談に対応することで、孤立感や不安、負担感を軽減し、児童虐待防止につなげることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. めざす姿

第2期次世代育成支援行動計画（前期）における「やさしい緑の中で育む笑顔の輪」を踏襲し、緑あふるる自然豊かな九重町で、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる温かい町、笑顔に包まれる町づくりを目指します。

やさしい緑の中で育む笑顔の輪

2. 基本理念

少子化や就労の形態、家族の形態が変化する中で、地域のつながりが希薄化し、子育てに対する不安感や孤立感を感じている家庭が増えています。また、家庭や地域における子育て力の低下が社会的な課題となっています。

さらに、いじめや児童虐待、子どもを巻き込んだ犯罪の増加など、子どもを取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

子どもは、未来をつくる社会の宝であり、一人ひとりが個性や能力、可能性をもったかけがえのない存在です。子どもが家庭や学校等、地域の中で安全で安心して、のびのびと遊び、学び、交流し、いきいきと暮らせるよう「子どもの最善の利益」が実現される社会をつくらねばなりません。

そのためには、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、親としての成長を支援することが重要です。

子どもや子育て家庭を地域全体で支援し、九重町すべての子どもが健やかに育つ地域を実現するために、以下の3項目を基本理念とします。

1. 子どもの健やかな成長

妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実を図るとともに、良質かつ適切な教育・保育・子育て支援を総合的に提供します。

2. 地域における子育て支援

子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、親としての成長を支援します。

3. 安心・安全な子育て環境の整備

子どもの安全と安心して子育てできる子育て環境の整備に努めます。

3. 基本目標

3つの基本理念である「子どもの健やかな成長」「地域における子育て支援」「安心・安全な子育て環境の整備」を実現するために、11の基本目標を定め、子育て支援を推進します。

4. 基本的な視点

1. 子どもの視点	子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が最大限に尊重されることが必要です。
2. 次代の親の育成という視点	子どもは次代の親となるという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みが必要です。
3. サービス利用者の視点	利用者の視点に立った子育て支援を質・量の両面にわたり充実させる取り組みが必要です。
4. 社会全体による支援の視点	父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有することを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、社会全体で子ども・子育てへの支援が必要です。
5. 仕事と生活の調和実現の視点	仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てへの希望の実現につながり、社会全体の運動として進めていくことが大切です。
6. すべての子どもと家庭への支援の視点	子育て家庭や子どもの状況は多岐にわたり、多様なニーズを持っています。児童虐待の増加等、子どもの抱える背景が多様化する中、特に配慮を要する子どもの家庭へきめ細やかな支援を行い、適切な対応ができるよう、関係機関の連携を強めながら、社会養護体制を充実するよう努めます。
7. 地域の担い手や社会資源の効果的な活用 の視点	子ども・子育て支援は、教育・保育等の専門的な知識や技術を持つ担い手ばかりでなく、地域における関係団体、ボランティア等様々な社会資源において担われています。それぞれが協働し取り組むとともに、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する中高齢者や育児経験者等が、各地域での子ども・子育て支援において活躍できるよう努めます。
8. サービスの質の視点	サービスの質を評価し、向上させていくために、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みに努めます。
9. 地域特性の視点	民間企業者や団体等社会資源の乏しい中で、町にあった取り組みが必要となります。また、その他家族の同居率が高く、家族ぐるみの子育ての取り組みが必要です。

5. 計画の体系

【めざす姿】

やさしい緑の中で育む笑顔の輪

基本理念	基本目標	基本施策
子どもの健やかな成長	1.妊産婦・乳幼児における保健の充実	(1) 妊婦・乳幼児期の健診および相談体制の充実 (2) 食育の推進
	2.妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実	(1) 相談・指導・情報提供体制の充実 (2) 妊娠期から子育て期にわたる総合相談支援体制の整備
	3.乳幼児期における教育・保育の提供	(1) 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供 (2) ニーズに応じた保育サービスの提供
	4.グローバルに考え、ローカルに行動できる子どもを育む学校教育の推進	(1) 知・徳・体をバランスよく育成し、自己実現のための確かな資質を持つ子どもを育む教育の推進 (2) ふるさと・九重町を大切にする心豊かな子どもを育む教育の推進
	5.学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりの推進	(1) 学校・家庭・地域との連携強化
	6.安心・安全な学校づくりの推進	(1) いじめ・不登校対策の充実 (2) 子どもの安全対策の確保
地域における子育て支援	7.地域における子育て支援サービスの充実	(1) 地域における子育て支援拠点の充実 (2) 地域子ども・子育て支援事業の推進 (3) 子育て支援のネットワークづくり
	8.配慮を要する子ども等へのきめ細やかな取り組みの推進	(1) 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 (3) 障がいのある子どもへの取り組みの推進
安心・安全な子育て環境の整備	9.子どもを巻き込む事故・犯罪0の取り組みの推進	(1) 子どもを巻き込む事故・犯罪0の取り組みの推進
	10.仕事と子育ての両立支援	(1) 仕事と子育ての両立支援
	11.子育て家庭への経済的支援	(1) 子育て家庭への経済的支援

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 妊産婦・乳幼児における保健の充実

(1) 妊婦・乳幼児期の健診および相談体制の充実

◆施策の方向性

子どもを安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てるために、妊娠・出産に関する満足度を増やすことが必要です。また、乳幼児の健やかな心身の発育発達を促すために、妊娠期からの健康管理が重要です。妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、予防接種、訪問指導、保健指導等の充実に取り組みます。

◆主な取り組み

①母子手帳の交付および妊婦健康診査助成事業

母子ともに健やかな出産を迎えるために、すべての妊婦が妊婦健康診査を国が定める望ましい基準に基づき適正に受けられるよう費用助成を実施します。

②乳幼児健康診査の機能強化

内科健診、歯科健診のほか育児相談、栄養相談など育児不安の軽減を目的とする相談を実施し、必要に応じて、継続的な支援の充実に努めるとともに健診の場を活用し、保護者同士の交流に努めます。また、未受診者対策を徹底します。

③乳幼児の虫歯予防対策の推進

乳幼児期の発達段階に応じた虫歯予防のための健康教育を実施するとともに、フッ化物塗布を行います。また、妊婦歯科検診の助成を行い、妊娠期からの継続した虫歯予防対策を推進します。

④予防接種の勧奨

乳幼児健診等あらゆる場を通じて、接種の意義や方法等について説明し、接種勧奨を図ります。特に麻疹の予防接種については、国の指針に基づき、積極的な受診勧奨に努めます。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
母子手帳の交付および妊婦健診の公費負担	妊娠11週以下での妊娠の届け出	95%
乳幼児健康診査の機能強化	1歳6か月児健康診査受診率	100%
	3歳児健康診査受診率	100%
乳幼児の虫歯対策の推進	歯磨き指導・フッ化物塗布開催回数	12回
予防接種の勧奨	M R ワクチン接種率	95%

(2) 食育の推進

◆施策の方向性

「九重町食育推進計画」に基づき、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着、食を通じた元気な体と豊かな心を育むため、保健や教育分野を始め様々な分野と連携し、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。低出生体重児の増加等を踏まえ、妊産婦や乳幼児に関する栄養指導の充実、学習機会の提供を行い、妊娠前からの適切な食生活を身につけ母性の健康の確保を図ります。

◆主な取り組み

①妊産婦、乳幼児の保護者を対象とした指導・学習会の開催

母子手帳交付時、乳幼児健康診査の場を活用して、栄養指導や学習会を開催します。

②こども園における食育活動の取り組み

安心・安全な食の提供を行うとともに、給食を通じた食育の推進や保護者への食育指導を行います。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
妊産婦、乳幼児の保護者を対象とした学習会の開催	食育に関する学習会の開催回数	50 回
こども園における食育活動の取り組み	各園における食育活動開催回数	10 回

◆成果指標

指標	R6 目標
妊娠期から出産までの期間、満足度・充実感がある人の割合（乳幼児期）	90%
虫歯のない3歳児の割合	70%

基本目標 2 妊産・出産・育児の切れ目ない支援の充実

(1) 相談・指導・情報提供体制の充実

◆施策の方向性

親の育児不安の解消を図るため、妊娠期からの相談・保健指導等母子保健事業の充実強化を図るとともに、保健、医療、福祉、教育の各関係機関や、母子保健推進員等の地域住民と連携し、母子保健事業と育児支援事業が一体的に切れ目なく提供できる体制づくりを目指します。また、親育ちの視点にたち、講演会の開催や保護者へ届きやすい情報の提供に努めます。

◆主な取り組み

①妊娠期からの相談・保健指導の充実

母子健康手帳交付時、保健師等による個別の面接を行うとともに医療機関（産科・小児科・精神科）等と連携し、きめ細やかな指導を行います。また、産後ケア、ペリネイタルビジットの促進を図り、育児不安を抱えた方等への支援の充実に努めます。

②乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の充実

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子どもの発育状況の確認や不安や悩みを聞き、子育てに必要な情報提供を行います。また、母子保健推進員との同伴訪問により、保護者と地域のつながりを支援します。

③出産・育児に関する教室や子育て講演会の実施

妊婦とその配偶者を対象としたプレ★パパママ教室や子育て交流センター等での育児に関する教室、講座を行います。

④子育て情報の提供

ホームページ以外にも子育てアプリの導入やリーフレット等妊婦から子育て世帯のすべての方が活用しやすい媒体での情報発信に努めます。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
妊娠期からの相談・保健指導の充実	妊娠期の保健指導実施率	100%
乳児全戸訪問事業の充実	訪問実施率	100%
子育て講演会等の実施	子育て講演会実施施設数	5 か所
子育て情報の提供	アプリ会員登録率	50%

(2) 妊娠期から子育て期にわたる総合相談支援体制の整備

◆施策の方向性

子育て世代包括支援センターは、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供体制を構築するために設置されるものです。本町においても、令和3年度の設置をめざします。

◆主な取り組み

①子育て世代包括支援センターの設置

母子保健分野と子育て支援分野の両面からの支援が一体的に提供されるようにするため、母子保健に関する専門的な支援機能及び子育て支援に関する当事者目線での支援機能を有する子育て世代包括支援センターの令和3年度の設置をめざします。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターの設置数	1 か所

◆成果指標

指標	R6 目標
子育てが楽しいと感じる保護者の割合	90%
産後退院してからの1か月程度助産師や保健師等からの指導ケアを十分に受けたと感じる母の割合	90%

基本目標3 乳幼児期における教育・保育の提供

(1) 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供

◆施策の方向性

子どもの教育・保育や保護者支援等を通じて、適切に教育・保育施設としての役割が発揮できるよう、保育教諭等の資質向上を図り、質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、不足する人材の確保に努めます。

また、家庭や地域との交流を深め、開かれた園づくりを推進します。

◆主な取り組み

①質の高い教育・保育の提供

保育教諭等の専門性を高めるため、大分県等が実施する研修に参加するとともに、指導計画の作成・実践を行い、園内研修において職員間の共通理解を図りつつ、質の高い教育・保育の向上に努めます。

②保育教諭等の人材確保

「町の担い手応援事業」により、保育士等の資格取得における経済的支援を行います。また、大分県やハローワーク等の関係機関との連携を図り、保育教諭等の安定的な確保に努めます。

③家庭や地域と連携した幼児教育の推進

園庭開放や家庭の教育力や地域の教育的資源を活用するなど、家庭や地域社会と連携した教育活動の充実に努めます。

④安全対策の確保

園児の事故防止対策を講じるとともに、防犯訓練、災害等における避難訓練を行い、安全対策の確保に努めます。

⑤学校との連携

このえ学園構想によるつながり学習や各学校との連絡会等連携を密にし、子どもたちが就学前から学校へ安心して移行できる支援に努めます。

⑥施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年度から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。保護者の経済的負担の軽減や利便性を考慮し、公平で適正な給付を行います。また、制度や申請給付についての周知・啓発にも努めます。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
質の高い教育・保育の提供	研修実施回数	10 回
	研修参加人数	延 100 人
家庭や地域と連携した幼児教育の推進	各園における家庭や地域と連携した活動数	10 回
安全対策の確保	各園における防犯訓練の実施回数	3 回
	各園における避難訓練の実施回数	9 回
学校との連携	連携会議実施回数	10 回

(2) ニーズに応じた保育サービスの提供

◆施策の方向性

保護者の就労環境は多様化し、様々な保育サービスのニーズがあります。また、育児疲れや緊急児の対応等、保護者のニーズに沿った保育サービスを提供できるよう地域での保育サービスの充実、連携に努めます。

◆主な取り組み

①一時預かり事業

こども園に在園する 1 号認定の児童を対象に、教育時間の前後や長期休業等の預かりを行うとともに、保護者の傷病・冠婚葬祭、育児疲れの解消等の理由で一時的に保育を必要とする保護者のニーズに応えるために一時預かりを行います。

②病児・病後児保育事業（体調不良児対応型保育事業）

ここのえみつばこども園に看護師を配置し、児童が保育中に「体調不良」となった時の安心・安全な体制を確保します。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
一時預かり事業	幼稚園型利用延人数	2,179 人
	一時的預かり利用延人数	207 人

◆成果指標

指標	R6 目標
町内こども園の教育や保育の内容に満足している保護者の割合	80%

基本目標 4 グローバルに考え、ローカルに行動できる子どもを育む学校教育の推進

(1) 知・徳・体をバランスよく育成し、自己実現のための確かな資質を持つ子どもを育む教育の推進

◆施策の方向性

学校教育において「基礎的・基本的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学ぶ意欲や態度」の育成を行うために、『このえ学園』基本計画のもと取り組みます。

◆主な取り組み

①教科指導力の向上

学力向上プランに基づく校内研修を通じた授業改善や、協調学習等の「学び合い」の授業の研究等を行います。

②健康・体づくりの推進

学校医と協力し、学校保健に対する校内の指導体制を確立し、保健・医療・福祉等の関係機関と緊密に連携して指導の充実を図ります。また、食育の推進・歯磨き指導・フッ化物洗口等歯科保健対策の充実を図ります。

体力向上プランを作成し、児童生徒の体力向上に向けた取り組みを推進します。

③集合学習の推進

適正規模人数での授業機会を提供し、多様な価値観に触れる機会を確保するため、全小学校の5年生や6年生が中学校に集まって、音楽・体育・外国語活動等の授業を行い、中1ギャップの解消を図ります。

④こども園・小学校・中学校との連携強化

こども園におけるアプローチカリキュラム、小学校におけるスタートカリキュラムのもと、就学前児童と小学校の計画的な交流活動に取り組みます。また、小学校・中学校の連携においては、中学校教員による専門教科の指導や小学校教員による中学生へのTT指導を行います。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
教科指導力の向上	各校での協調学習研究授業回数	1回
集合学習の推進	実施回数	10回
こども園・小学校・中学校との連携強化	こども園・小学校との交流回数	4回
	小・中学校との交流回数	2回

(2) ふるさと・九重町を大切に作る心豊かな子どもを育む教育の推進

◆施策の方向性

子どもの「生きる力」を育むために、自分の人権を守る意識・意欲・態度を培う人権尊重を基盤にした「人権教育・部落問題学習」の系統的な推進や、多様な観点から自分と郷土（九重町）を見ることが出来る力の育成等、学校・地域の中で様々な体験・交流を推進します。

◆主な取り組み

①人権教育・部落問題学習の推進

小学校1年生から中学校3年生まで系統性をもって作成した「九重町人権教育共通教材」に沿って、発達段階に応じた「人権教育・部落問題学習」を推進します。また、こども園・小学校・中学校が連携しながら、指導内容等の充実のために職員の研修に努めます。

②乳幼児等との交流の推進

少子化がすすむ中で乳幼児と触れ合う機会が減少しています。乳幼児ふれあい交流事業を実施し、乳幼児との交流を推進するとともに次代の親となる意識づくりを行います。

③「ここのえ学」の推進

総合的な学習の時間などを利用し、ふるさと「九重町」の産業や観光、文化などについて学ぶ「ここのえ学」を各学校で推進します。

④海外交流の推進

ここのえ緑陽中学校と姉妹校である台湾高雄市の2中学校との定期的な総合交流を行います。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
人権教育・部落問題学習の推進	学校職員等全員研修会数	1回
乳幼児等との交流の推進	乳幼児ふれあい交流事業実施回数	1回
「ここのえ学」の推進	実施学校数	全小中学校

◆成果指標

指標	R6 目標
小1プロブレムの発生率	10%未満
「全国学力・学習状況調査」において、全国平均正答率を上回る項目数 (小学生)	全項目
「大分県学力定着状況調査」において、偏差値50を上回る項目の数 (小学生)	全教科
「全国体力・運動能力調査」において、全国平均値を上回る項目数の割合 (小学生)	65%以上
「全国体力・運動能力調査」において、全国平均値を上回る項目数の割合 (中学生)	65%以上
虫歯のない12歳児の割合	60%以上



基本目標 5 学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくり の推進

(1) 学校・家庭・地域との連携強化

◆施策の方向性

コミュニティスクールの活用等により、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校と地域との連続継続した体制の充実を図り、社会総がかりで子どもを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

◆主な取り組み

① 地域と連携した学校運営の推進

コミュニティスクール等を活用し、地域の声や願いを活かすことにより、地域とともに歩む学校運営に努めます。また、学校関係者評価を行い、学校運営の改善に努めます。

② ゲストティーチャーによる指導の推進

各地域の公民館と連携し、地域のゲストティーチャーによる指導や学校支援を推進します。

③ 地域と連携した体験活動の充実

農作物の栽培・収穫や職業体験、地域の行事等への積極的な参加を通じて、地域の方々との交流を深め、自然・人等様々なふれあいの場を設けます。

④ 放課後児童クラブ・放課後チャレンジ教室との一体的実施及び学校との連携強化

全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、放課後児童クラブと放課後チャレンジ教室を一体的に実施します。また、学校と放課後児童クラブが安全・安心して連続・継続して利用できるよう連携を強化します。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
地域と連携した学校運営の推進	コミュニティスクールを活用する学校数	全小中学校
ゲストティーチャーによる指導の推進	ゲストティーチャー導入学校数	全小中学校
放課後児童クラブ・放課後チャレンジ教室との一体的実施	一体的に実施する放課後児童クラブ数	5 か所

◆成果指標

指標	R6 目標
「学校は地域と連携した教育を行っている」と回答する保護者の割合	80%以上



基本目標6 安心・安全な学校づくりの推進

(1) いじめ・不登校対策の充実

◆施策の方向性

各学校の「いじめ防止基本方針」「児童生徒支援対策プラン」に基づいた取り組みを行うとともに、各学校と関係機関等との連絡会議の開催やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した相談体制の充実に取り組みます。

◆主な取り組み

①各校の状況に応じた「児童生徒支援対策プラン」の作成と推進

これまでの複数年度におけるいじめ・不登校の状況に加えて貧困や虐待等の課題を明らかにし、校長によるリーダーシップの下、各学校の「教育相談コーディネーター」を中心として、全教職員により組織的かつ計画的なP D C Aによる児童生徒の支援を推進していきます。

②すべての教職員が「いじめ見逃しゼロ」を意識した生徒指導の推進

いじめ・不登校はどの児童生徒、どの学級、どの学校においても起こりうるものであるという認識のもと、アンケート調査などを通していじめの早期発見に努め、組織的な解決に努めます。

③児童生徒、保護者の思いに寄り添った不登校支援

教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや「ほっとスペース」等の関係機関を効果的に活用して、不登校児童生徒に寄り添った支援を行います。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
各校の状況に応じた「児童生徒支援対策プラン」の作成と推進	「児童生徒支援対策プラン」を学期に1回見直しを行う学校数	全小中学校
すべての教職員が「いじめ見逃しゼロ」を意識した生徒指導の推進	いじめアンケートを学期に1回行う学校数	全小中学校

(2) 子どもの安全対策の確保

◆施策の方向性

インターネット・SNS等のネット上の問題行動や子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。児童生徒・保護者向けの研修等を行い情報モラル教育の推進を図ります。また、児童の事故防止対策を図るとともに、防犯訓練、災害等における避難訓練を行い、安全対策の確保に努めます。

◆主な取り組み

①情報モラル教育の推進

学校を中心に、児童生徒向け、保護者向けの情報モラル研修を行います。また、学校・PTAが連携し、ノーメディアデーの推進に努めます。

②安全対策の確保

学校における防犯教室・災害における避難訓練の実施を行うとともに学校区ごとにこども園、学校、家庭、地域が一体となった災害時の対応を検討し、地域ぐるみで子どもの安全対策を推進します。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
情報モラル教育の推進	情報モラル研修実施学校数	全小中学校
安全対策の確保	防犯訓練・避難訓練実施学校数	全小中学校

◆成果指標

指標	R6 目標
学校が楽しいと感じる小学生（5・6年生）中学生（2・3年生）の割合	75%

基本目標7 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 地域における子育て支援拠点の充実

◆施策の方向性

子育て交流センターは、親子の遊びや交流の場を提供するとともに育児等の相談を受け、関係機関等との連携により様々な支援を行っています。本町では、児童館機能もあわせもち、乳幼児期から学童期まで幅広く子どもと親の支援を行っています。子育て交流センターを子育ての拠点として、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

◆主な取り組み

①子育て交流センター機能の充実

子育て交流センターに、児童館、ファミリー・サポート・センター事業、育児サークル等の支援機能を集約し、総合的な相談・支援体制の強化を図ります。

②子育て交流センターを拠点とした子育て支援の充実

ベビーニコニコ広場をはじめ、積み木や造形活動を通し、親子で体験できる活動『わくわく広場』の開催や食育活動、子育てに関する講習会等を行います。児童館事業では、遊びや交流の場を提供するとともに特別活動として、海水浴を通じての他市町村との児童の交流等、日ごろ体験できない活動を通して、子どもの健やかな成長を支援します。また、子どもの情緒や想像力を高めるためのブックスタート事業では、絵本の配布や保健師・母子保健推進員・こども園・図書司書等と連携し、乳幼児健診の場やこども園等において絵本の読み聞かせを行い、絵本を通しての保護者と子どもの触れ合いを推進します。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
子育て交流センター機能の充実	年間延べ利用者数	12,500 人
子育て交流センターを拠点とした子育て支援の充実	わくわく広場開催回数	50 回
	子育てに関する講習会（年6回以上）の年間延べ参加者数	160 人
	特別児童館事業実施回数	3 回

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

◆施策の方向性

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援事業の推進を図ります。事業の推進・評価は、子ども・子育て支援事業計画において実施します。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

◆施策の方向性

少子化や就労状況の多様化等社会環境の変化により、家族・保護者・地域のつながりが希薄化し、子育てを通じて共に成長できる取り組みが必要となっています。子ども・親・家族、また、子育て支援を担う関係者・関係機関がつながり、地域ぐるみで子育てをする意識の醸成に努めます。

◆主な取り組み

①家族のつながり・教育力の向上

こども園・学校等において、家族ぐるみで参加できる場づくりを推進します。また、祖父母手帳の配布等により、親と祖父母等との子育て方法の共有を図り、子育てを通じた家族のつながり・教育力の向上に努めます。

②地域のつながり・教育力の向上

子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援を行うには、地域のつながりが重要です。チャムチャムクラブをはじめとする子育てグループの育成・支援を行うとともに子育て支援者と子育て家庭のつながりとして、ファミリー・サポート・センター事業では、おねがい会員とまかせて会員の交流会等を実施します。また、子育て支援を担う関係者・関係機関等の交流会・研修会を実施し、地域ぐるみでの子育て支援の意識の醸成を図り、地域で子育てをサポートしてくれる方の発掘に努め、活動が積極的に行われるように支援します。

さらに、社会福祉協議会等が実施する住民同士の支え合いによる「支え合い訪問サービス」や各地域で行う多世代食堂（ふれあい地域食堂）等と連携し、地域のつながりづくりも推進します。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
地域のつながり・教育力の向上	子育て関係者等の交流会開催回数	2回
	多世代食堂参加延人数（内子ども）	1,600人 (600人)

◆成果指標

指標		R6 目標
子育ての環境や支援の満足度が高い保護者の割合	就学前	40%
	小学生	40%
子育てが地域や社会で支えられていると感じる保護者の割合	就学前	80%
	小学生	80%



基本目標 8 配慮を要する子ども等へのきめ細やかな取り組みの推進

(1) 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進

◆施策の方向性

児童虐待の予防、早期発見、早期対応に努め、緊急時に児童相談所の介入がすみやかにできるように定期的に児童相談所、西部保健所地域福祉室、警察、行政等で組織する「九重町要保護児童対策地域協議会実務者会議」を開催し、要保護世帯についての情報の共有化に努めるとともにそれぞれの担う役割を明確にし、系統立てた対応に努めます。

また、家庭における子育て支援施策として、子育て世代包括支援センターによる妊娠期からの子育て期まで切れ目ない支援や広報活動、社会的養護施策との連携により要保護児童へのきめ細やかな対応の取り組みを推進します。

◆主な取り組み

① 児童虐待防止対策の充実

子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。

児童虐待防止のための広報・啓発を行い、虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。また、虐待防止のためには、子どもの権利を擁護するという観点が重要です。体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育ての理解が広まるよう啓発を行います。

要保護児童対策地域協議会においては、虐待の対応のみならず、虐待の防止のために関係機関と連携した支援体制を構築します。

② 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

要保護児童対策地域協議会において、情報の収集・共有を図り、それぞれの機関で役割分担し、支援を行います。

町は、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、専門的な職員を配置するとともに、研修会等へ参加し、職員の育成に努めます。

児童相談所との連携を図り、発生時の迅速・的確な対応に努めます。

③ 社会的養護との連携

親の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等と連携し、子育て短期支援事業を実施します。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
児童虐待防止対策の充実	虐待に関する広報の回数	2 回
児童虐待発生時の迅速・的確な対応	要保護児童対策地域協議会開催回数	13 回以上

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

◆施策の方向性

年々増加する傾向にあるひとり親家庭等の現状を把握しつつ、自立、就業及び経済的な支援策を柱に総合的かつ計画的な福祉サービスの充実に努めます。

県、民生児童委員・主任児童委員等と連携をとりながらそれぞれの家庭の困りを個別ケースとして把握しながらひとり親家庭等へのきめ細かなサービスの提供を図るとともに児童の健全な育成に努めます。

◆主な取り組み

①自立就業支援

日田公共職業安定所との協定書に基づき、日田公共職業安定所による求人情報の提供や職業相談、職業紹介等を実施するとともに、就職活動に関する相談窓口（出張ハローワーク）を開設します。

②経済的支援等

- ・ 児童扶養手当の支給
- ・ ひとり親家庭等医療費の助成
- ・ 放課後児童クラブ利用料の助成
- ・ こども園等の入所についての配慮

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
自立就業支援	就業相談会開催回数	1 回

(3) 障がいのある子どもへの取り組みの推進

◆施策の方向性

妊婦や乳幼児・学校の健康診査の充実を図り、発達遅れや障がいの早期発見ができる体制づくりを行い、適切な医療や支援が受けられるよう相談事業をはじめとする支援体制の確立を図ります。教育面においては、障がいのある子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた教育を展開していくために、保護者、医療機関、こども園、学校等が正しく障がいの状況を理解する取り組みを推進します。

また、障がいのある子どもや発達遅れのある子どもが、自立を目指して身近な地域で安心した生活を送るために、継続的な保健、医療、福祉、教育等の連携と施策の連動を積極的に推進します。

◆主な取り組み

①早期発見・早期治療・早期療育の推進

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査においては、健康診査内容の充実を図り、早期発見・早期治療・早期療育につながるよう、また、親とともに子どもの発育を支援できるよう努めます。

あらゆる関係機関で、支援を必要とする子どもの早期発見・早期治療・早期療育につながる視点が持てるよう研修会等の実施や参加により、職員の知識・技術の向上に努めます。

②保健・医療・福祉・教育の連携強化

障がい等により支援が必要な子どもの健やかな発達のためには、支援する従事者が同じ方向性をもって取り組む必要があります。個別支援会議等の実施など、保健・医療・福祉・教育が連携した支援に努めます。

「発達支援ファイル」を活用し、就学前から就学にスムーズにつながるよう関係者が連携した支援に努めます。

③各種給付・助成事業の実施及び福祉サービスの充実

障がい者（児）福祉団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郡内の障がい児を持つ親の会「たんぼぼの会」等の活動の支援
各種給付・助成事業等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当の支給 ・ 育成医療の給付 ・ 小児慢性特定疾患の医療費助成 ・ 重度心身障がい者医療費の助成 ・ 障がい児福祉手当の支給 ・ 補装具の給付・修理 ・ 日常生活用具の給付・貸与
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある子どもを対象とした相談窓口の設置
福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護（ホームヘルプサービス） ・ 短期入所（ショートステイ） ・ 児童デイサービス

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
早期発見・早期治療・早期療養の推進	5歳児健康診査受診率	100%

◆成果指標

指標	R6 目標
児童相談所における児童虐待対応件数	10 件以内

基本目標 9 子どもを巻き込む事故・犯罪0の取り組みの推進

(1) 子どもを巻き込む事故・犯罪0の取り組みの推進

◆施策の方向性

妊産婦や乳幼児連れ、子どもたちが安心して移動できるように国や県の施策に準じて道路交通環境の整備に努めます。また、交通安全意識の高揚を図るため、交通指導員や各地区交通安全協会会員を中心に地域ぐるみの交通安全運動の推進を図ります。

子どもを犯罪等の被害から守るために、学校・家庭・地域に加え警察等の関係機関と連携し、犯罪0の取り組みを推進します。

◆主な取り組み

①交通安全教育の推進

交通安全意識の高揚を図るため、学校・家庭・職場等の地域において交通指導や各地区交通安全協会を中心とした交通安全運動の推進を図ります。また、チャイルドシートの貸し出しや購入補助を行い、チャイルドシート着用の徹底を推進します。

②安全な道路交通環境の整備

学校やこども園において、通学路点検を行うとともに、特に事故の危険性が高い道路においては関係機関と連携し、計画的な整備に努めます。

③子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

学校・家庭・地域に加え、警察等の関係機関と連携した取り組みを推進します。学校、保護者、青少年健全育成協議会と連携した登下校時のあいさつ運動・見守り活動やまもめーる登録の推進に努め、地域全体での見守り活動の推進に努めます。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
交通安全教育の推進	交通安全教室実施施設数	全小学校
安全な道路交通環境の整備	通学路点検実施施設数	全小学校
子どもを犯罪等の被害から守るための活動	校区ごとあいさつ運動実施個所数	全小学校

◆成果指標

指標	R6 目標
子どもを巻き込んだ犯罪の発生数	0
子どもを巻き込んだ交通死亡事故発生数	0



基本目標 10 仕事と子育ての両立支援

(1) 仕事と子育ての両立支援

◆施策の方向性

子育て中の保護者が仕事と家庭生活の調和を取り、子どもに向き合う余裕を持てるよう支援するために、国や県と連携し、住民への周知を図ります。また、プレ★パパママ教室や父親が参加しやすいPTA活動の実施等により父親の育児参加の促進に努めます。

◆主な取り組み

① 広報やホームページを活用した啓発

国や県と連携した広報やホームページによる情報発信に努めます。

② 父親向け育児講座の開催

プレ★パパママ教室や父親が参加しやすいPTA活動の実施等により父親の育児参加の促進に努めます。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R6 目標
広報やホームページを活用した啓発	広報掲載回数	2回
父親向け育児講座の開催	プレ★パパママ教室	2回

◆成果指標

指標	R6 目標	
母親も父親も同じように子育てを行うと答えた母親の割合	就学前	30%
	小学生	30%

基本目標 1 1 子育て家庭への経済的支援

(1) 子育て家庭への経済的支援

◆施策の方向性

子育てにおける各種の経済的支援制度を周知・運用することによって、子どもを育てる家庭の負担を軽減します。

◆主な取り組み

施策	内容
①出産祝金事業	出産された方に対して祝い金を支給
②子育て関連用品購入助成事業	子育て関連用品（ベビーベッド、ベビーカー、チャイルドシート、ベビーバス）の購入費用の一部を助成
③育児助成金事業	農林業者や自営業者など育児休業給付金を受けることのできない方に対し、出産から1年間助成金を給付
④子宝手当	第3子以降の児童を養育する保護者に対して、誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の3月までの間、給付区分に応じて助成金を給付
⑤おおいた子育てほっとクーポン活用事業	3歳未満の子どもの保護者に対し、子ども一人につき1万円から出生順位数による金額のクーポン券を交付
⑥インフルエンザ予防接種費用助成事業	生後6か月以上中学校3年生以下の子どもに対し、インフルエンザワクチンの接種費用の一部を助成
⑦子ども医療費助成事業	中学生までの子どもの医療費について、保護者の経済的負担軽減のため助成
⑧特定教育・保育施設等利用者給食費補助金	特定教育・保育施設等に在籍する3～5歳児の主食費・副食費の助成
⑨にこにこ保育支援事業	特定教育・保育施設に在籍する0～2歳児で第2子以降の児の保育料（全額）の助成
⑩子育て世帯リフォーム支援事業	子どものための住宅リフォーム工事に対して、要する費用の一部を助成
⑪多世帯同居リフォーム支援事業	多世帯で同居するために必要となるリフォーム工事に要する費用の一部を助成

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント①	ポイント②
事業量の調整単位として適切か	事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none">● 児童数や施設数は適切な規模か● 区域ごとに事業量の見込みが算出可能か● 区域ごとに確保策を打ち出せるか	<ul style="list-style-type: none">● 居宅より容易に移動することが可能か● 区域内で事業の確保が可能か● 現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号に掲げる教育・保育の提供区域を東飯田、野上、野矢、准園、南山田の小学校区を1つの区域とし、飯田小学校区をもう1つの区域と設定します。



2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）、(2) 保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の2区分）、(3) 「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の3点が考慮されます。

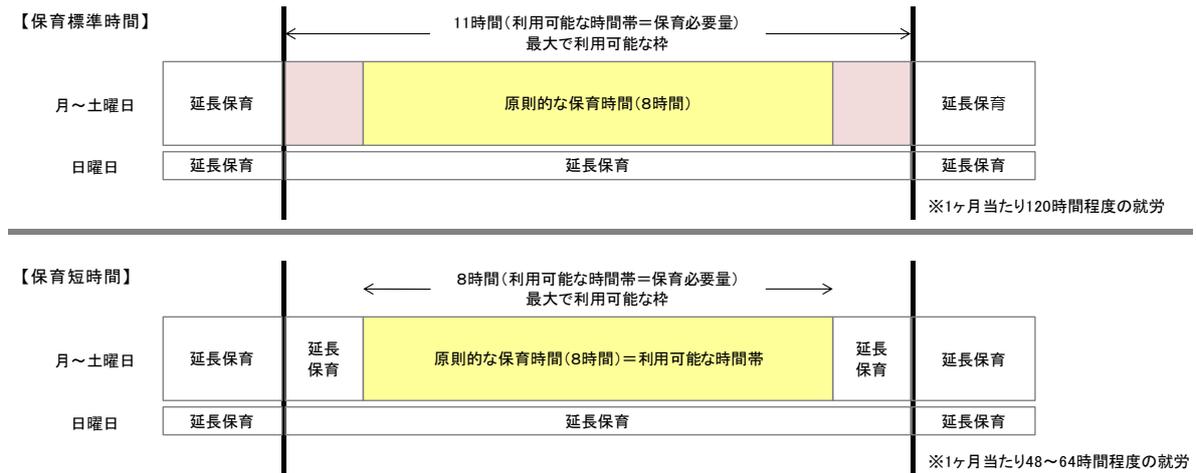
(1) 保育を必要とする事由

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVの恐れがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(2) 保育の必要量

保育の提供に当たって、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分を設定し、この2つの区分の下、保育の必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定しています。

【保育必要量のイメージ】（一般的な保育所のように月曜日～土曜日開所の場合）



(3) 優先利用への該当

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤ 子どもが障がいをもつ場合
- ⑥ 育児休業明け
- ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧ 小規模保育事業などの卒園児童
- ⑨ その他町が定める事由

3. 給付対象としての認可と確認

新制度における施設型給付または地域型保育給付の支給対象となる事業所については、「認可」と併せて「確認」を受けることが必要となっています。

本町においては、今後新たな事業所の参入等に対応できるよう、関係条例の整備を始め、必要な手続きを行います。

(参考) 認可と確認における根拠法と所管の関係

施設・事業			認可		確認	
			根拠法	所管	根拠法	所管
施設型	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法		子ども・子育て支援法	九重町
		幼稚園型	幼稚園部分：学校教育法			
		保育所型 地方裁量型	保育所部分：児童福祉法			
	幼稚園		学校教育法			
	保育所		児童福祉法			
地域型	小規模保育		児童福祉法	九重町		
	家庭的保育					
	居宅訪問型保育					
	事業所内保育					



4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みと確保方策の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を2つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保方策」をまとめました。

なお、本町には幼保連携型認定こども園が2か所あることから、子どものための教育・保育給付についての量の見込みと確保方策は、計画期間中に待機児童が発生することがないよう、これらの施設を中心として提供していくこととします。

(2) 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。

①保育利用率とは

$$\text{3歳未満の保育利用率} = \frac{\text{3歳未満の利用定員数}}{\text{3歳未満の児童数}}$$

〔子ども・子育て支援法に基づく基本指針第2の二の2（一）〕

保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

②保育利用率の目標値の設定

各年度の保育利用率の目標値は、各年度の推計児童数に占める確保策の割合とします。

■保育利用率の目標値

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①保育利用率目標値	72.2%	79.3%	79.3%	82.3%	85.0%
②保育利用率	72.2%	79.3%	79.3%	82.3%	85.0%
確保方策（利用定員数）	130人	130人	130人	130人	130人
推計児童数（3歳未満）	180人	164人	164人	158人	153人

(3) 量の見込みと確保方策について

[特定教育・保育事業]

① 1号認定（3～5歳）・・・幼稚園及び認定こども園の利用

■ 量の見込みと確保方策 ■

(単位：人)

九重町全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		23	24	23	23	22
②確保方策	特定教育・保育施設	55	55	55	55	55
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	55	55	55	55	55
②－①		32	31	32	32	33

(単位：人)

飯田地区		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
②確保方策	特定教育・保育施設	5	5	5	5	5
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	5	5	5	5	5
②－①		3	3	3	3	3

(単位：人)

東飯田地区、野上地区、野矢地区、 淮園地区、南山田地区		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		21	22	21	21	20
②確保方策	特定教育・保育施設	50	50	50	50	50
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	50	50	50	50	50
②－①		29	28	29	29	30

【確保の内容】

アンケート調査結果に基づき見込み量を算出しています。希望者が円滑に施設を利用できるように、ニーズに応じた提供体制の確保を図ります。

② 2号認定（3～5歳）・・・教育ニーズ

■ ■量の見込みと確保方策■ ■

(単位：人)

九重町全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		56	58	55	56	52
②確保方策	特定教育・保育施設	57	59	57	57	57
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	57	59	57	57	57
②－①		1	1	2	1	5

(単位：人)

飯田地区		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		6	6	6	7	7
②確保方策	特定教育・保育施設	7	7	7	7	7
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	7	7	7	7	7
②－①		1	1	1	0	0

(単位：人)

東飯田地区、野上地区、野矢地区、 淮園地区、南山田地区		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		50	52	49	49	45
②確保方策	特定教育・保育施設	50	52	50	50	50
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	50	52	50	50	50
②－①		0	2	1	1	5

【確保の内容】

アンケート調査結果に基づき見込み量を算出しています。希望者が円滑に施設を利用できるように、ニーズに応じた提供体制の確保を図ります。

2号認定（3～5歳）・・・保育ニーズ

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人)

九重町全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		97	101	95	97	89
②確保方策	特定教育・保育施設	108	106	108	108	108
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	108	106	108	108	108
②－①		11	5	13	11	19

(単位：人)

飯田地区		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		16	15	15	17	17
②確保方策	特定教育・保育施設	18	18	18	18	18
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	18	18	18	18	18
②－①		2	3	3	1	1

(単位：人)

東飯田地区、野上地区、野矢地区、 淮園地区、南山田地区		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		81	86	80	80	72
②確保方策	特定教育・保育施設	90	88	90	90	90
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	90	88	90	90	90
②－①		9	2	10	10	18

【確保の内容】

アンケート調査結果に基づき見込み量を算出しています。希望者が円滑に施設を利用できるように、ニーズに応じた提供体制の確保を図ります。



③ 3号認定（0～2歳）・・・保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

【0歳】

(単位：人)

九重町全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		39	38	37	35	35
②確保方策	特定教育・保育施設	35	35	35	35	35
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	35	35	35	35	35
②－①		△4	△3	△2	0	0

【0歳】

(単位：人)

飯田地区		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		5	5	5	5	5
②確保方策	特定教育・保育施設	5	5	5	5	5
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	5	5	5	5	5
②－①		0	0	0	0	0

【0歳】

(単位：人)

東飯田地区、野上地区、野矢地区、 淮園地区、南山田地区		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		34	33	32	30	30
②確保方策	特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	30	30	30	30	30
②－①		△4	△3	△2	0	0

【1～2歳】

(単位：人)

九重町全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		95	87	88	85	82
②確保方策	特定教育・保育施設	95	95	95	95	95
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	95	95	95	95	95
②－①		0	8	7	10	13

【1～2歳】

(単位:人)

飯田地区		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		16	18	15	15	15
②確保方策	特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	15	15	15	15	15
②－①		△1	△3	0	0	0

【1～2歳】

(単位:人)

東飯田地区、野上地区、野矢地区、 淮園地区、南山田地区		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		79	61	73	68	67
②確保方策	特定教育・保育施設	80	80	80	80	80
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	80	80	80	80	80
②－①		1	19	7	12	13

【確保の内容】

アンケート調査結果に基づき見込み量を算出しています。広域利用及び町内施設の利用調整を図り、希望者が円滑に施設を利用できるよう、ニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策]

① 利用者支援

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：か所)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保方策	0	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

令和3年度より開設する子育て世代包括支援センターにおいて利用者支援事業を実施します。

② 妊婦健康診査

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人回)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	798	770	742	714	700
②確保方策	798	770	742	714	700
②－①	0	0	0	0	0

(※人回：年間の利用人数×利用回数)

【確保の内容】

人口推計による出生数から妊婦数を見込み、妊婦1人あたりの健診回数14回として算出しています。母子ともに健やかな出産を迎えるために、健診費用の助成を引き続き実施します。

③ 乳児家庭全戸訪問事業

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位:人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	57	55	53	51	50
②確保方策	57	55	53	51	50
②-①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

人口推計により量の見込み、確保方策を算出しています。継続して実施する事業で、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、こどもの発育状況の確認や不安や悩みを聞き、子育てに必要な情報提供を行います。また、母子保健推進員との同伴訪問により、保護者と地域のつながりを支援します。

④ 子育て短期支援事業

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位:人日)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	子育てショ ートステイ	1	1	1	1
	施設数 (か所)	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

(※人日:年間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害または事故、精神的または身体的な理由等で休息をとる必要があり、子どもを一時的に養育できない場合に児童養護施設や乳児院で子どもを預かる事業です。鷹巣学園(玖珠町)と乳児院栄光園(別府市)の2施設と連携し継続して実施します。量の見込みを2施設でサービスを提供することにより確保方策とします。

⑤ ファミリー・サポート・センター事業

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		727	701	669	649	637
②確保方策	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	727	701	669	649	637
	施設数 (か所)	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

(※人日：年間の延べ日数)

【確保の内容】

子育て中の家庭を応援するために、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する人（まかせて会員）との相互に助け合う有償による事業です。アンケート調査の結果により国の基準に基づき量の見込みを算出しています。支援に結び付くように会員相互の交流会等を実施し、利用拡大のための会員募集及び周知に努めます。



⑥ 一時預かり事業

イ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

■ 量の見込みと確保方策 ■

（単位：人日）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		2,377	2,456	2,311	2,364	2,179
② 確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	2,377	2,456	2,311	2,364	2,179
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
②－①		0	0	0	0	0

（※人日：年間の利用人数×利用日数）

【確保の内容】

認定こども園において、在籍する園児に対し、教育時間の前後に保育を行う預かり保育事業です。3歳～5歳の人口のうち、1号認定割合とアンケート結果による「幼稚園の預かり保育希望割合」により見込み量を算出しています。

町内2園のこども園において継続して実施します。

□ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

■ 量の見込みと確保方策 ■

（単位：人日）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		233	228	217	217	207
② 確保 方策	一時預かり事業（在 園児対象型を除く）	233	228	217	217	207
	施設数 (か所)	2	2	2	2	2
②－①		0	0	0	0	0

（※人日：年間の利用人数×利用日数）

【確保の内容】

保育施設等を利用していない保護者が一時的に保育を必要とするニーズに応えるため、アンケート調査結果に基づき量の見込を算出しています。引き続き、町内2園において実施します。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

■ 量の見込みと確保方策 ■

(単位: 人/回)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		469	430	428	414	402
②確保方策	子育て支援 センター	469	430	428	414	402
	施設数 (か所)	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

(※人/回: 月間の利用人数×利用回数)

【確保の内容】

アンケート調査結果に基づき、未就学児を対象とした見込み量を算出しています。

地域子育て支援拠点事業は未就学児を対象とした事業です。ここのえ子育て交流センターで親子の遊びや交流の場を提供するとともに育児等の相談を受け、関係機関等との連携により様々な支援を行っています。子育て世代包括支援センターとも連携し、子育て支援の拠点として利用者支援等の様々な子育て支援サービスの充実を図ります。



⑧ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：人／年）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		264	254	244	236	232
	1年生	55	52	54	44	57
	2年生	43	43	41	43	34
	3年生	46	38	38	37	38
	4年生	44	54	44	45	42
	5年生	48	35	43	37	36
	6年生	30	32	24	30	25
②確保方策	放課後児童 健全育成事業	264	254	244	236	232
	施設数 (か所)	5	5	5	5	5
②－①		0	0	0	0	0

（※人／年：年間の利用実人数）

【確保の内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、家庭に代わって、授業が終了した放課後、土曜日や長期休暇中に遊びや生活の場を提供し、指導員の支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

アンケート調査結果に基づき見込み量を算出しています。放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後チャレンジ教室を一体的に実施、また、学校と放課後児童クラブが安全・安心して連続・継続して利用できるよう連携強化に努めます。

⑨ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

● 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■ 量の見込みと確保方策 ■

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

平成30年度におけるハイリスク妊婦・ハイリスク産婦の割合が30%以上でした。そのうち訪問指導の実績等を勘案し量の見込みを算出しています。要保護児童対策地域協議会や乳児全戸訪問事業、健診等の保健事業から支援の必要な状況を把握し、養育に関する指導・助言等を行います。

⑩ 延長保育事業

【確保の内容】

延長保育とは認定こども園等の通常の利用日及び利用時間帯以外に時間を延長して保育を行う事業です。町内のこども園では標準保育時間で7時30分から18時30分まで保育を行っております。保育短時間認定については16時から18時30分までの延長保育を行っております。

現状の保育時間以外の延長保育事業については、ファミリー・サポート・センター事業を活用して対応します。

⑪ 病児・病後児保育事業

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		742	725	701	697	659
②確保方策	病児・病後児 保育事業	742	725	701	697	659
	施設数 (か所)	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

病児・病後児については町内では体調不良児対応型を実施しています。体調不良児対応型とは、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的、保健的な対応を図る事業で、引き続き実施しています。また今後、保護者のニーズを把握しながら、検討を行っていきます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

国・県の方針等を踏まえ、適切な対応を図ります。

⑬ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。新規参入施設等があった場合に、新規施設等に対する支援、相談、助言などを行います。新規参入が見込まれた場合は、参入者の施設等経営実績等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

本計画を着実に推進するためには、町民一人ひとりが、次世代育成支援対策の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、こども園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

1. 推進組織

本計画は、「ここのえ子ども・子育て支援会議」と「九重町次世代育成行動計画推進庁内会議」（以下「庁内会議」という。）を両輪として目標達成に向けて取組を推進します。推進組織の事務については、子育て支援課（以下「事務局」という。）が担うこととし、2つの会議が本計画推進にあたり、しっかりと機能するように調整等を行います。

（1）子ども・子育て支援会議

子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する審議会その他合議制の機関として位置付けられている「ここのえ子ども・子育て支援会議」は、同項4項において当該市町村における子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議することと定められていますので当該会議が中心となり、本計画を推進、見直していきます。

（2）庁内推進会議

本計画は、「九重町第4次総合計画」を上位計画としていること、「九重町まち・ひと・しごと総合戦略」の重要業績評価指標と密接な関係にあることから、次の課・グループで庁内会議を組織し、事業の財源確保や効果等も考慮しながら子ども・子育て支援会議と併行して計画の推進、見直しを行います。

担当課	グループ
健康福祉課	福祉グループ
保健福祉センター	保健衛生グループ
総務課	行政グループ
企画調整課	自律のまちづくりグループ
教育振興課	教育振興グループ、指導グループ
社会教育課	社会教育グループ
子育て支援課	子育て支援グループ

2. PDCAによる点検

行動計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを確立し、各年度において計画の実施状況を把握・点検、見直しを行います。

i) 計画する(Plan)

推進組織は、本計画を基盤として、町民や事業者からの意見を踏まえ、年次目標を設定し、年次実施計画を策定します。

ii) 実行する(Do)

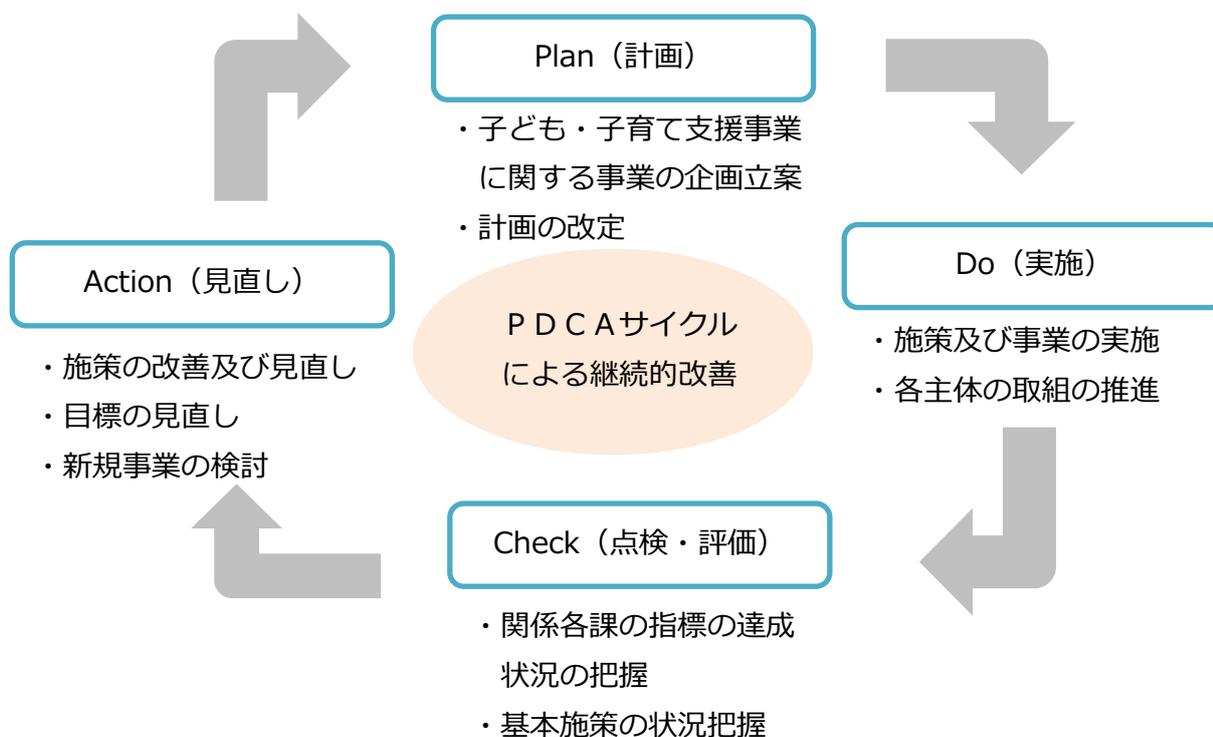
事業の実施者は計画の基本理念に基づき、各種施策を展開していきます。進捗状況については、事務局が、把握して必要に応じて推進組織に報告、調整を行います。

iii) 点検する・評価する(Check)

推進組織は、実施した取り組みについて内容の把握と分析を行い、相対的な評価と各数値目標の達成状況を関係機関へ周知するとともに広く住民に公表して意見を募ります。

iv) 見直す・改善する(Action)

推進組織は、点検・評価結果に対して寄せられた意見について検討し、実施計画への反映と、必要に応じて計画の見直しを行います。



* 1 PDCAサイクル：業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

資料編

ここのえ子ども・子育て支援会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、ここのえ子ども・子育て支援会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、15人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に係る当事者その他町長が適当であると認める者のうちから、町長が任命する。
- 3 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会議を招集し、その議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第3条 子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 子育て会議に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、町長が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 子育て会議に、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は部会を招集し、その議長となる。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和53年九重町条例第5号)の一部を次のように改正する。

[省略]

附 則 (平成27年3月19日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

九重町次世代育成支援行動計画庁内推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の基本理念に基づき、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するために九重町次世代育成支援行動計画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)の策定に関する事項
- (2) 行動計画策定委員会の円滑な運営を助成する事項
- (3) 行動計画を実行するために必要な事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる所属のリーダーをもって組織する。

- 2 推進会議には議長を置く。
- 3 議長は、委員の互選により決定し、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 議長は、会議を招集し、その会議の議長となる。

(会議への出席)

第5条 議長は必要に応じて推進会議に委員以外の関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、1年として再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は平成25年9月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は平成27年5月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は平成28年6月29日から施行する。

附 則

この訓令は令和元年8月20日から施行する。

別表（第3条関係）

	所 属
推進委員	健康福祉課福祉グループ
	保健福祉センター保健衛生グループ
	総務課行政グループ
	企画調整課自律のまちづくりグループ
	建設課建築グループ
	教育振興課教育振興グループ及び教育指導グループ
社会教育課社会教育グループ	
事務局	子育て支援課子育て支援グループ

第2期このえ子ども・子育て支援事業計画
(九重町次世代育成支援行動計画 継承版)
令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

令和2年3月

発行 九重町 子育て支援課

〒879-4895

大分県玖珠郡九重町大字後野上8-1

電話(0973)-76-2111
